

平成 25 年度 第 7 回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 26 年 1 月 30 日 (木) 午後 1 時 30 分から
場 所	静岡県庁本館 4 階特別会議室
出席者 職・氏名	(委 員) 和田会長、山田副会長、伊吹委員、今永委員、金川委員、杉山委員、 立蔵委員、土屋委員、中池委員、三宅(淳)委員、三宅(隆)委員 (事務局) 県くらし・環境部 秋山環境局長、大内理事 県生活環境課 市川課長、桑原課長代理、邊見、松田、村山、大路、大石 県自然保護課 綿野、県水利用課 稲葉課長代理、橋本 県水産振興課 大場、県水産資源課 花井 静岡市環境局環境創造部環境総務課 松田課長、保坂
議 題	(審議) ・中央新幹線環境影響評価準備書について
配布書類	【事務局資料】別添資料のとおり

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから、中央新幹線準備書に係る第 4 回環境影響評価審査会を開催いたします。

開会に先立ちまして、静岡県くらし・環境部環境局局長の秋山から、ご挨拶申し上げます。

(局長)

本日は、大変、お忙しい中、委員の皆さまには、ご出席していただきまして、誠にありがとうございます。

今日の審査会の開催にあたりまして、ひと言ご挨拶をさせていただきます。

このリニア中央新幹線につきましては、準備書が今年の 9 月に県の方に送付されてから、これまで審査会につきましては、3 回開催をして、ご審議をいただきました。

その他にも、昨年は山梨県の実験線の方に視察に行ったというふうなことでございますけれども、今日は、第 4 回目の審査会となります。去る 1 月 21 日に、公聴会を開催いたしました。

さらに、その翌日の 1 月の 22 日には、静岡市長からの意見書をもらいました。今日は、それらにつきましてご審議をお願いしたいと思います。

特に公聴会につきましては、全部で 13 名の県民の方にご意見を発表していただきました。また、聴衆者につきましても 100 名を超える大変多くの方に参加していただきまして、このリニア中央新幹線に対する、皆さんの関心が高いということが分かったわけでございます。

さらに、静岡市長からは、全部で 3 章立て、項目でいいますと 55 項目のご意見をいただきました。

今日は、これらのご意見を踏まえて準備書に係るご審議をお願いするとともに、事務局の方から資料 4 としてお示ししてあります「審査会及び庁内意見整理表」をベースといたしまして、併せて、これらについての審議をお願いしたいと思います。

今日は短い時間でございますけれども、様々な観点から、引き続き審議をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日は15人中11人の委員にご出席いただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則第46条第2項の規定である、委員の過半数の出席を得ており、審査会の開催が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、配布資料の確認をお願いいたします。

資料はお揃いでしょうか。

それでは、次第2に移ります。

ここからの進行は、和田会長をお願いいたします。

(会長)

はい。では、早速、始めたいと思います。

今回、最後になりますので、一応こういう事業者とのあれですね。できるだけ、よろしくお願いいたします。

まず、事務局の方から。

(事務局)

本日のご審議の進め方について、ご案内を申し上げます。

本日は、次第の2番、審議でございますが、大きく分けて、次第の2の(1)と(2)に分けてのご審議ということでお願いいたします。

次第の2の(1)では、まず、事務局より配布資料1に沿って、準備書のこれまでの審査状況、今後の予定のご確認ということで、ご説明をさせていただきます。

続きまして、次第の2の(1)の「ア」といたしまして、配布資料2に沿いまして、先週、1月22日の公聴会における公述人のご意見の概要をご報告いたします。

続けて、次第2の(1)の「イ」といたしまして、先週1月22日に静岡市長より、県知事宛ご提出いただいた市長意見の概要につきまして、こちらにつきましては静岡市環境総務課細川主任主事にご出席いただいておりますので、概要をご説明いただく予定でございます。

以上の県事務局、静岡市の説明後、次第2の(1)の「ウ」ということで、質疑応答ということで、概ね午後3時頃まで、事業者でありますJR東海さまとの質疑応答ということで、お願いをいたしたいと思っております。

なお、事業者でありますJR東海さまには、次第2の(1)終了後に、ご退出いただくという予定でございます。

15分ほどの休憩をはさみまして、引き続き、次第2の(2)に入ります。

こちらでは、資料4の意見整理表に基づきまして、その意見案、答申案の候補について、ご審議をお願いいたします。

また、本日は、資料5といたしまして、「静岡県議会暮らし・環境委員会要望書」と、それ

から、資料 6 といたしまして、大井川流域関係機関の 7 市 2 町の首長さんからいただいた要望書ということで添付してございます。

こちらにつきましては、後ほど、ご審議いただく、資料の 6 の方につきましては、後ほど、後段でご審議いただく資料 4 の方に反映をしておりますところでございます。

資料 5 の方につきましては、本日、午前中、午前に知事にご提出をいただいた要望書でございますので、ちょっと、この場で読み上げをさせていただきたいと思っております。

(以下、資料 5 を読み上げ。)

平成 26 年 1 月 30 日、静岡県議会くらし環境委員会の皆さまから、こういう形でいただいております。

それから、配布資料の 7 の方につきましては、前回、12 月の 26 日の審査会において、県の関係課等から、改めて意見概要書をいただいた上で確認させていただいたことで、挙げさせてもらいまして、それに対して、事業者さんから、ご回答ということでいただいたものということになりますので、適宜、ご確認をいただければということでございます。

それでは、次第 2 の(1)の「ア」ということで、資料 1 から、引き続き、事務局の担当の方から説明をさせていただきます。

(会長)

はい、お願いします。

(事務局)

資料 1 と資料 2 について、ご説明させていただきます。

まず、資料 1 についてですけれども、中央新幹線の環境影響評価準備書手続きにつきましては、資料 1 の上段にありますとおり、現在、準備書の手続きを進めているということでございます。

スケジュールについて、ご説明します。

準備書が提出されてから、これまで、3 回の審議と現地調査を実施してまいりました。12 月 26 日の審査会以降、1 月 21 日に公聴会を開催し、翌 22 日には静岡市長から、直接、知事に、市長意見が提出されております。

本日の審議では、公聴会の意見、静岡市長意見も含めましてのご審議となります。

次回の 2 月下旬には、答申案の審議を予定しておりまして、審査会からの答申は 3 月上旬となる見込みです。

最終的には、3 月 25 日までに、知事意見を事業者へ提出する予定となっております。

続きまして、公聴会について、資料 2 で報告をさせていただきます。

資料 2 をご覧ください。

公聴会は平成 26 年 1 月 21 日に男女共同参画センター「あざれあ」で開催し、参加者は公述人 13 名、傍聴者 112 名でした。

主な意見は、資料 2 をご覧のとおりですけれども、内容としては、大井川の水量減少の問題や、発生土置場、南アルプスエコパークへの登録への影響を心配する意見の他、電磁波の

影響や、地域に与える防犯や医療への影響を心配する意見、大量の電力消費を心配する意見等々が出されております。

これら意見につきましても、資料の 4 にも記載されておりますので、ご審議の方をお願いいたします。

簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

今の説明でよろしいでしょうか。

特になければ、その次に、静岡市の方から意見書が出ておりますので、それについて、ご説明をいただきたいと思っております。

(静岡市)

本日は、この審査会に出席して、静岡市長の意見について、ご説明させていただき時間、機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

また、昨年 9 月、準備書提出以来、この審査会に出席させていただき、また、南アルプス、それから、リニア実験線の現地視察等にも同行させていただきなど、大変、連携を取っていただきまして、大変感謝しております。

この後、今月 1 月 22 日に静岡市長より、直接、静岡県知事に提出いたしました意見書について、担当の方より詳しい説明をさせていただきますが、どうぞ、この市長意見が、これから皆さまが答申を作成するにあたり、反映していただければ幸いと考えております。

是非、よろしく願いいたします。

(静岡市)

私の方から、静岡市の審議状況、および、市長意見の内容について、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料の 3 をご覧ください。

まず、資料 3 の A4 両面刷の 1 枚紙の方をご覧ください。

静岡市におきましても、当審査会と同様に、専門家 10 名で構成する静岡市環境影響評価専門家会議というものを設置いたしまして、この準備書に対する審議を進めてまいりました。準備書に関しましては、全 5 回。正式には、準備書が送付されて以降は 4 回の審議を重ねてきたところでございます。

また、課長から、冒頭、ご挨拶させていただいたとおり、現地視察他、県の事務局の皆さまとも、ご連携を図りながら進めてきたところでございます。

審査につきましては、(1) の開催概要にございますとおり、全 5 回の審議を経まして、本年 1 月 14 日に専門家会議から答申をいただいたところでございます。そして、その答申を踏まえまして市長意見を作成し、1 月 22 日に静岡県知事の方に提出をさせていただきました。

裏面の方には専門家会議の委員の名簿を参考にお付けさせていただいておりますので、後

ほど、ご覧いただければと思います。

続きまして、市長意見の内容について、ご説明をいたします。

同じく資料3の左上1カ所ホチキス止めのものをご覧いただければと思います。

市長意見につきましては、先ほど、ご挨拶にありましたとおり、大きく分けまして3章、そして、詳細な項目として55項目にわたり、意見を提出させていただいております。

専門家会議の答申では、全部で41項目にわたるご意見を答申でいただいたものに、行政的な立場から追加するもの、また、書きぶりを修正するものを加えまして、市長意見では55項目となっております。

意見の概要といたしましては、まず、「はじめに」。意見書のこの形式が、なかなか見慣れないものかとは思いますが、今回の事業に対しまして静岡市の思いを丁寧に説明させていただいたという形で、まず、最初に「はじめに」そして、以降、めくっていただきまして「総括事項」「個別事項」「付帯事項」そして、最後に「おわりに」という形で市の思いを記載してございます。

今回の市長意見の作成にあたりましては、静岡市民のみならず、静岡県の方にも提出をされました大井川流域の住民を代表する周辺自治体の首長さまのご意見、また、専門家等のご意見にも、十分、配慮して取りまとめてきたところでございます。

今回、市長意見の大きなポイントといたしましては、水環境への影響、そして、発生土処理による生態系・景観への影響、そして、ユネスコエコパークへの登録への影響、この3つの影響を大きな影響として意見を述べてございます。

まず、「はじめに」のところから、概略をかいつまんでご説明をさせていただきます。

静岡市は、3,000m級の山々が連なる南アルプスから水深2,500mの駿河湾へとつながる世界でも極めて珍しい標高差5,500mという自然環境からもたらされる多くの恵みによって、豊かな生活、また、経済活動を営んでおります。

私どもは、このかけがえのない自然の恵みを守っていききたいという強い決意の元、今まで、山梨、長野、静岡の3県、関係9市町村と共に南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を設立し、世界自然遺産登録に向けた取組を進めてまいりました。

そして、その一里塚として、平成23年からはユネスコエコパーク登録を目指しており、昨年には国内推薦をいただき、本年、6月には本登録を控えているという状況でございます。

これらの取組から、今回の事業が与える自然環境への影響に対して、大変、強い危機感を持っております。静岡県域の計画では、全てがトンネル構造であることから、地下水に与える影響の他、排水による河川環境への影響、また、非常口や工事施工ヤードなどの地表部の構造物の存在が周辺の生態系や景観に与える影響は大きいものと考えております。

特に、今回の事業におきましては十数年の長期間にわたる工事期間中の事業活動による周辺環境や住民生活に及ぼす影響に対して、その保全と対策に万全を期することが重要であると考えております。

事業者には南アルプスの自然環境を保全し、引いては、私どもが進めますユネスコエコパーク登録の取組とも整合が図られるよう求めるものでございます。

めくっていただきまして、次に「総括事項」となります。

こちらから、具体的に準備書の内容に対する意見となっております。

まず、「総括事項」では、準備書、また、事業全般において配慮すべき事項を述べております。

まず、準備書の内容を含めまして、今後の工事計画、工事方法、工事手順等が一般に理解されるよう、評価書の内容を具体的かつ判かりやすい内容とした上で、これを適切に公表し丁寧に説明すること。

そして、4の項目では、これは、静岡県さまと、今後も連携を図っていく項目になりますが、今後、事業の着工後の事後調査と情報公開を適切に実施するとともに、環境保全措置の実効性を確保するための環境監視体制を整備して、関係者との協議調整を図っていただくこと。

そして、6には、これは大前提となりますが、事業の実施にあたっては、事業者さまのみならず、すべての工事従事者が南アルプスの自然を十分に理解・認識していただいて、作業を進めていただくこと。そのための教育および指導、並びに作業管理を徹底していただくことということを述べております。

続きまして、「個別事項」でございます。

こちらは、各環境要素に対する意見でございます。

まず「大気質」でございます。「大気質」につきましては、対象事業実施区域が通常の平面とは異なる、今回の山岳地形であるということ踏まえまして、地域特性を踏まえた適切な予測評価の実施。また、予測計算に用いたパラメーター値の評価書への記載。影響が無いのであれば、そのことを分かりやすく伝えるために、濃度分布図等を用いて丁寧に説明すること。そして、その予測結果を検証するためのモニタリングを実施し、その結果については、求めに応じて報告すること。

そして、(6)では、発生土置場における運搬車両からの積載土砂の積み下ろし時の粉じんが、周辺環境や登山客等に影響を及ぼさないよう、飛散防止対策等の環境保全措置を講ずること。

続きまして、「2 騒音、振動」でございます。

南アルプス地域は皆さまもご承知のとおり、非常に静穏な地域でございますので、今後、多くの事業活動が行われるにあたりまして、周辺の住民等からの苦情が想定されます。こうしたことに、適切に対応していただくための継続したモニタリングの実施。また、その測定結果の公表と説明を行うこと。

準備書では、一般環境騒音の測定結果が50デシベルを超える高い値が出されておりますが、事業者の方からは河川の音が影響しているという説明をいただいております。この暗騒音が非常に高いため、事業活動を行っても、実際の騒音レベルには差が生じず、結果として影響がないと評価をされております。そのため、発生源そのものの影響を把握するためには、河川の影響の無い地点での現況騒音を把握し、それを参考値として評価書に記載していただきたいと思っております。

そして、大気質と同様に、評価対象。これは、生活環境ですので、ロッチということは致し方ないかと思っておりますが、距離を理由に定量的な予測を行っておりますが、生活環境のみな

らず、少なからず、生態系への影響も考えられるため、距離減衰を明確にし、影響がないことを分かりやすく説明すること。

そして、微気圧波については、方法書段階では、事業概要の中に図示されていたものがございましたが、準備書段階では記載が無くなっておりました。影響がないのであれば、その旨を適切に評価書に記載をしていただきたいということでございます。

続きまして、3の「水環境」でございます。

こちらにつきましては、各報道、また、本審査会におきましても、非常に議論の中心となっていることかとは思いますが、「水環境」につきましては、生活環境や、動植物よりも影響が直ちに現れる項目でありまして、今回の事業においても最も大きな影響の1つであると考えております。

そのため、全般的に、基準値の順守のみならず、現状の水質が変わらないよう排水対策には万全の対策を講じていただきたいということでございます。

まず、流量の減少については、大きな問題として取り上げられておりますが、その影響は、水生生物や河床環境などの自然環境の他、下流部の生活や経済活動など、様々な影響が懸念されます。

市長意見にあります につきましては、静岡県の方にも提出をされております大井川の流域7市2町からの要望を踏まえて追加をさせていただいたものでございます。

めくっていただきまして、4ページでございます。

今回の流量減少の予測にあたって、シミュレーションが行われておりますが、この準備書に記載されている内容だけでは、減少した水が、どのように散逸しているかが不明であるため、具体的な数値を記載し、解析過程と水収支を分かりやすく評価書に記載すること。

事業者さまの方からは、こういった場におきまして、追加のご説明をいただいておりますが、こういったことについても適切に評価書に記載をしていただきたいという趣旨でございます。

続きまして、今回の工事にあたっては、700人以上になる工事従事者が、長期間にわたり生活をするることによる生活排水への影響というのは、非常に懸念がされております。極めて清澄な大井川の源流に影響を与えることがないように、排水処理にあたっては、可能な限り高度処理設備、これは、チッソ、リン、BODの除去率の高いものを指しておりますが、こういったものを導入すること。また、工事排水等のモニタリング結果については、求めに応じて、その結果を報告すること。

続きまして、4の「土壌環境・その他」でございます。

発生土については、既に、事業者さまの方からもモニタリングをするという説明をいただいておりますが、これについても定期的に重金属等の調査を実施していただき、調査結果は求めに応じて報告すること。これは、当然であります。有害物質が検出された場合につきましては適切に対応すること。

そして、(2)ですが、椹島周辺および伝付峠周辺には、特徴的な地形地質を観察できるジオサイト候補地がいくつか存在するため、林道の補修工事がそれらの候補地に影響を及ぼさないよう配慮することとなっております。

続きまして、「5 動物、植物、生態系」の項目でございます。

まず、(1)でございますが、これは大前提といたしまして、方法書の首長意見でも述べましたが、大井川源流部に生息・生育する希少な動植物に対しては、静岡県版レッドデータブックの保護方針に沿って適切に対応すること。また、今回の事業において、生物多様性の保全を考慮して施工していただくために、生物多様性オフセットを導入し、その状況については事後調査において確認すること。

そして、今回の事業におきましては、複数の発生源から、大井川という1つの流域に排水することや、水量の減少による河川環境への影響が貴重な水生生物に影響を及ぼさないよう、設備不良などの不測の事態も想定した上で、一連の排水対策に万全を期すこと。

そして、水質・水量の変化については、不確実性が高いことから、水生生物についても、事後調査を実施し、調査結果に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。

今回、動植物全般の調査においては、非常に、1年という短い期間での調査結果でございますので、全ての種が確認できているわけではありません。そのため、文献調査で確認されている文献確認種についても生息を前提に環境保全措置を講ずること。

また、これも話題になっておりますが、ヤマトイワナ、また、蝶々のオオイチモンジなど、生息情報のある種については、その情報の把握に努め、必要な調査および環境保全措置を講ずること。

そして、猛禽類でございますが、猛禽類の事後調査にあたっては、前回の県の審査会でもお話がありましたが、適切な調査地点を専門家の指導および助言を受けて選定し、隣接県を含めた広域的な調査を実施すること。

そして、植物でございますが、植物についても同様に、工事中に新たに貴重な植物が確認される可能性があることから、あらかじめ、移植について想定をしておくこと。また、移植は、安易に周辺の環境に移植するのではなく、植物園に類する施設を設け、その生育を十分に管理できる場所において実施すること。

そして、林道東俣線の整備にあたりましては、十分に環境に配慮した工法を採用していただくこと。また、必要に応じて、専門家等の助言を受けた設計を行っていただきたいということでございます。

めくっていただきまして、6ページでございます。

次に「廃棄物等」の項目でございます。

今回の事業において、影響が大きい要素の1つであります。工事施工ヤードとは異なり、半永久的に発生土置場は存在することになりますので、十分な場所の選定と、その対策をしていただくことが必要であると考えております。

そのため、具体的な処理方法や、再利用、再資源化などの計画と実効性を、可能な限り明らかにすること。また、評価書作成の前段階から十分に説明し、関係者の合意を得ること。

そして、(3)でございますが、候補地の中には伝付峠周辺の扇沢源頭部と呼んでいる場所がございますが、そちらの場所については、現在も地すべり・崩壊による浸食が進む不安定な領域であるという専門家の指摘がございます。そこに発生土を積み上げることは重力不安定を促進し、発生土を含めた山体崩壊を促進するおそれがあります。また、その発生土を運

搬するためのトンネルを、今、掘削する計画がございますが、それを設置することによる発生土の増加。また、新たな環境変化を生むことになるため、同地での発生土の処理は回避すること。

そして、もう1カ所、大きな候補地である燕沢でございますが、この平坦地については、すぐ北側でございます千枚岳崩れの崩壊砂礫が堆積して形成されたと考えられます。これまで、同地はその土石流の受け皿としての役割も果たしてきたというふうに考えられます。今回の事業において、大量の発生土を置き、そのための擁壁を築くとすれば、自然環境や景観に影響を及ぼす他、土石流が発生した場合には、構造物の存在によって一気に下流部の狭窄部に流れこむことになり、下流側への影響の拡大が懸念されます。そのため、同地での処理にあたっては、周辺の地形や形成要因を適切に把握し、場所の選定および構造に、十分、配慮すること。

また、その他の下流部の発生土の候補地につきましても、関係者の意見聴取等により、環境影響が明らかな場合については、候補地を見直すこと。

そして、最後に、これは、廃棄物の事項でございますが、工事現場や宿舍等から排出される一般廃棄物の処理にあたっては法令等に基づき適切に処理することはもちろんのこと、発生抑制、できる限り、持ち込まないなどの発生抑制に努めること。

そして、右側のページ、7ページでございます。

「温室効果ガス」でございます。

今回、静岡県におきましては、供用開始後は地下のトンネルを列車が走行することになりますが、それ以前に、工事期間中の事業活動による温室効果ガスというのも、非常に大きなものであると考えております。

本事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量を適切に把握し、その削減対策に十分配慮すること。また、工事期間中の事業活動についても、温室効果ガスのオフセット。これはカーボン・オフセットという概念がございますが、こういった制度を活用し、削減対策を検討していただきたいということでございます。

そして、8の「人と自然との触れ合い」でございます。

構造物の存在や、事業活動が、人が自然と触れ合う活動に影響が無いよう、準備書に示されている主要な眺望点および人と自然との触れ合いの活動の場のみならず、今回、事業活動が行われる全ての場所において、そういった触れ合いの活動に、十分、配慮をしていただきたいということでございます。

そして、発生土置場の詳細な設計はこれからというふうに説明をいただいておりますが、その設計にあたっては、フォトモンタージュ等を作成し景観に配慮した構造とすること。また、その発生土置場が周辺の環境と調和した構造・形態が保持されるよう、保守管理およびモニタリングを経年的に実施すること。

個別の項目については、以上でございますが、最後に「付帯事項」として、記載がございます。

これは、なかなか見慣れないことかとは思いますが、本来、環境アセスメントの手続きの中においては、なかなか馴染まない内容ではあるかと思っておりますが、今回、特に市長意見でも、

今回の事業にあたっての環境影響という点で述べておきたいということで、「付帯事項」として、南アルプスユネスコエコパークの登録に関することについて、意見を述べさせていただきます。

今回、事業が計画されている地域につきましては、全て、エコパークにおける移行地域ということで、経済活動が行われるような場所になっておりますが、移行地域だから、全て、経済活動ができるということではなくて、十分に自然環境と調和し、人と自然が共生できるということが大前提でございますので、そういったことを、十分に事業者には理解をしていただき、計画の具体化、また、今後の事業を進めていきたいというふうに考えております。

そして、今後、登録に向けて、今、ユネスコ本部の方で審査が行われておりますが、そういったことから、今回のリニア計画に対しての問い合わせが想定されております。その間に対して、しっかりとした情報提供を、今後、事業者の方にもお願いしたいということが、この「付帯事項」として書かれていることでございます。

そして、最後に、「おわりに」、これもなかなか見慣れない項目かと思いますが、丁寧に市の思いを伝えるために記載したものでございます。

我々には、この豊かな自然環境を将来の世代にも残していく、受け継いでいくという責務がございます。今回の事業の実施にあたっては、最新、かつ、実効的な保全技術の導入等により、可能な限り環境への影響を回避・低減するよう、最善の措置を講ずる責任を事業者の方にも果たしていただきたいというふうに考えております。

冒頭、課長が申し上げましたとおり、静岡市長意見を、是非、静岡県知事の意見におかれましても取り込んでいただきまして、事業者の方に伝えていただくようお願いをさせていただきたいと思っております。

簡単ではございますが、市長意見の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

今、ご説明がありましたように、静岡市からのこういう提言でございますが、非常に細かく、それから、最後のところの「おわりに」というところにありましたけれども、我々は、環境っていった時に、我々が知っている環境と、それから、自然っていうものの成り立ちってというのは、まだ乖離があるということは認識しないといけないと思っております。

我々が作った法律だとかそういうものによって全て守られるのではないという。だから、それゆえに、もっと細かな配慮をしてやる。そういう用意を、我々ももちろん持っているわけですが、事業者さまにもそういうところを配慮して。

特に、南アルプスというのは、今、ご紹介ありましたように、将来やはり我々が保全しなければならない。どういうふうに保全するかっていった時に、やはり、そこに生態系があって、そして、その中に人間を含めましたバクテリアから全てのものを、自然の中に包有しておりますので、そこのどこに影響があるかということ。まだ、我々が知らないことが、いっぱいあるということで、それを保全することができれば、先ほどいいましたように、今後

そういう禍根を残さないということ、まず、是非、共通の認識をしていただければと思います。

それじゃ、続きのことをお願いいたします。

(事務局)

事務局より、ご案内をさせていただきます。

これより、次第の2番、「審議」の(1)の「ウ」の「質疑応答」ということで、質疑応答ということをしていただきたいと思います。

こちらにつきましては、ただいまご説明いただきました静岡市長意見を中心に、あるいは、公聴会等のご意見等も踏まえまして、事業者でありますJR東海さまに確認ということ等につきまして、質疑応答をお願いしたいと思います。

なお、会長からも冒頭お話もあったとおり、本審査会において事業者さまに、事業者さんの見解を伺う機会は、今回の質疑応答、ここの場が最後という予定でございますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、今、意見書にもありましたけれども、そういう内容につきまして、引き続き、進めさせていただきますが。

(副会長)

今、両方の公聴会の意見と、それと、静岡市長の意見書、この両方を見させていただきますと、今までにも何度か、私どもが審査会において気にしていた流量の変化のことと、あと、工事中の発生土の処理および水の汚染です。この3つが公聴会においても、市長意見においても、大きな問題として取り上げられていると思います。

特に、この市長意見の中で700人程度の工事従事者が、そこに十数年滞在して、はっきりいって有機物の汚染を起こすであろうということは、当然、分かっておりますが。

公聴会の方の、5番目の栗下さんの意見です。ここに、工事関係者の防犯、医療対策を行って欲しいという項目があります。これは、今まで、審査会では出ておりませんでしたが、確かに、最近のいろいろな事件などから考えますと、必ずしも性善説で考えていては、何が起こるか分からないということも予想されますので、その点についてどうお考えになるか、事業者さんの方からお答えをいただきたいと思います。

(会長)

はい、ではお願いいたします。

(事業者)

今の最後の700人いれば犯罪行為だとか、あるいは、医療のことも心配だろうということ。

今、井川にも 600 人あまりの方がお住いで、そこに交番があって、診療所みたいなものが 1 カ所あるので、多分、人数的にも、そういったレベルの、何らかのことを考えていかなければいけないんだと思います。

700 人。ピーク時で 700 人。ただ、まず、一義的には、特に医療の関係につきましては、受注しました施工業者の方で、まずは考えてもらおうだろうということを考えてます。必要に応じて、そういう医療体制です。医師を置くのか、看護師を置くのかといったことを、まず、考えてもらう。

あと、あくまでも、我々、社員もおりますし、やっぱり、緊急時にはヘリコプターを使えるような体制を、事業者と受注者と一緒になって考えていくということになるかと思えます。

ちょっと、今、環境影響評価の、今、準備書の手続きの段階で、なにぶん、そういった段階で、こういったことについて具体的に、まだ考えてはいないんですけれども、そういったことも考えております。

あと、今の犯罪につきましては、もちろん、そういった 700 人の中で、いろいろ、内輪でトラブルも起きたりするかもしれませんが、一般の方と、それほど触れ合う機会は無いので、一般の方にご迷惑をおかけするっていうことは無いとは思いますが、そういったトラブルについても、まず、一義的には施工業者の方で、まず、しっかり、対処する体制を考えていくと。

もし、必要があれば、事業者も一緒になって、何らかのトラブルが出るようなことがあればやっていくということは考えていきたいと思っております。

(会長)

よろしいですか。

今の 700 人。最高の時なんです。それに関連しまして、教育とか、我々がやっている自然に関する環境影響評価っていうのは、そのためにやっているわけですが、そういうことが、やはり、伝わってなければ、それが今いったような言葉で、それが伝わるとは思えませんので、そこら辺については、どういうふうなことを考えてらっしゃる？

(事業者)

それにつきましても、今まで様々な場面で、これまでの説明会、審査会、あるいは意見募集でも同様のご意見をいただいております、その場でもお答えさせていただいているんですけれども。

当然、まず、一般的な交通事故であるとかの安全管理っていうものも、もちろん、当然、やりますし、今回、こういった審査会で、今後、知事意見が出ると思いますが、特に南アルプスっていう特別な場所ですので、例えば、休日に山に立ち入ることを禁止するということまで、なかなか、いかないんでしょうけれども、そういったところで、むやみに植物を採取したりとか、あるいは、動植物の関係で、そういったところで認められないような採取っていうのはあると思いますけれども、そういったことは、しっかり教育を。

これは、受注者だけでなかなかできないことで、我々事業者が、今回こういったアセスを

通してやられてきた知識、あるいは、いろいろご指摘等を踏まえて、そういったことは、しっかりやっていきたいと思えます。

具体的な中身については、今後、事業が始まって、受注者が決まって、工事着手する時には、それまでにはしっかり実施をしたい。

逐次、作業員ってというのは、多分、最初は少ない体制から始まりまして、順番に、新規入場者って入って来ます。そういった節目、節目で、そういった教育を、一般的に、教育って必ずやります。安全上とかそういったもので、必ずやるんですけども、そういった機会に、今の環境への配慮といった意味での安全プログラムを入れていくということを検討していきたいと思っております。

(会長)

今の回答っていいですか。そういうの、何か関係あるところで、もし、ご質問があれば、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今のご回答だと、具体的なところが、はっきり分かりませんが、今、その宿舎のこととかってようなことがありましたので、そのところをもう少しやりたいんですが。

実際に、その人たちが入ることによって、大量の、要するに廃棄物だとか、そういうものができます。それに対する、例えば、結局、有機物がかなり増加する。それを、そこで処理をするっていうんですが、その完全な処理ってというのは、実際にはできないんですね。

ですから、そういうところについては、何か特別なことってというのは考えてらっしゃいますでしょうか。

(事業者)

まずは、今まで、審査会等でご説明させていただいております保全措置です。それを、しっかり、実行させていただく。それは、もう、当然のこととしてやらさせていただきます。

さらに、こちらの、大井川の清澄な水に対するご意見が非常に多うございますので、例えば、今後は、一番、水が汚れるのは排水の関係。生活排水。あるいは、お手洗いの関係の水だと思うんですが、そういったものの処理、当然、決められたものでやるってというのは、当然、まず、当たり前のことでございますが、プラス、例えば、節水型のお手洗いとか、そういったものを使えないとか、あるいは、循環型のお風呂はかなり大量の水を使うと思うので、例えば、循環型のそういったものを活用できないかっていったところで、まず、節水を考えるっていうことを考えていただきます。

あと、もう1つは、さらに、ちょっと踏み込んだ処理方法。それについては、我々、まだ具体的な知見がなかなかないんですけども、それも受注者とともに、ちょっと勉強して行って、一步踏み込んだものを検討していきたいというふうに考えております。

(会長)

まだ、具体的なところにはなっていないということですか。

いかがでしょうか。

(委員)

今の事に関連することなんですけども、例えば、水質とか、それから現場で作業を行われる方への指導というふうについていいんでしょうが、そうしたものが適切に行われてるかどうかということをチェックするための監視機構っていうふうなものを作られるというふうなお考えはどうでしょうか。いかがでしょうか。

事業者さんの方で、例えば、そういうふうなことで作られるというふうなお考えはどうでしょうか。

(事業者)

機構と申しますか。我々、事業者として、当然、責任ある立場で、まず、その水質の話につきましては、既にモニタリングっていうのをやらせていただきますという表明をさせていただいております。具体的な項目だとか頻度だとかっていうのは、まだ、これから、検討してまいりますけれども、そういったものはやらせていただくと思っておりますし、自ら、ちょっと、チェック機構っていうのも、ちょっと、変な話なんだろうけれども、やっぱり、しかるべき、ある程度、公表を検討していかなければいけないと思っております。

そういったものも検討していきたいと思えます。

ちょっと、そのチェック機構とは、少し、そぐわないのかもしれませんが、先ほどの、作業員の人たちに対する指導については、それは、やっぱり、事業者で責任ある立場で指導していきたいというふうに考えてます。

特に、そのチェック機構というものは、現時点では、事業者として設置するってことは考えてはおりません。

(委員)

関連することなんですけれども、大井川の中流とか、下流とかで行われる河川工事につきましては、発注者、つまり、その事業者である国土交通省が監視機構を作りまして、例えば、水質についてのチェックを、その工事時間について常に行っているんです。現在もやっているんです。

ですから、是非、これは行っていただきたいというふうなことです。

(会長)

はい。

(事業者)

ちょっと、それは、国交省の関係、ちょっと、情報、集めてみたいと思えます。

(会長)

はい。

やはり、先ほどもいいましたように、あそこの自然が、我々があんまりよく知らなくて、それを、どれだけ出したらいいかというのが、全く分からない状態っていうのも、非常に、我々、危惧するところでもありますので、我々が今できることを可能な限りのところを探すというのは、一番こういうものに影響を与えないという意味でよろしいかとは思いますが。

それは検討をお願いしていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

今、工事関係者の廃棄物の問題に、最初、出てしまいましたけれども、それ以外に。

はい。委員。

(委員)

私は、公聴会にも出させていただいて、いろんな意見、一般県民のご意見を伺ったり、それから、市の専門家会議でもやっておりましたけど、その中で、皆さんの危惧するところというのは、水問題であり、水の減少であり、生活排水汚染によるもの。それから、動植物への影響が非常に大きいよと。エコパークも含めて、ほとんどの方が、相当、この工事に関して危惧を持っているわけなんですけれども。

方法書の段階で斜坑を掘るという話が出たことは事実ですが、それが、どのくらい影響を及ぼすかというのは、初めて準備書の段階で分かってきたことではあるんですが、この問題が、根本的に、なんであそこに、斜坑を掘らなければいけないのかと。環境や水問題をおこしてまで、あそこに斜坑を掘って土砂を出さなければいけないのかということが、常に疑問に持っているわけでして。

最初の話だと、それは、工期短縮のためなのかな。それか、土砂の捨場が無いから、南アルプスに捨てるというようなことなのか。その辺は、よく分かりませんが、あそこに斜坑を掘るという事業者からの具体的な話っていうのは、あまり、聞いたことがなくて。

ただ、なぜ、長野と山梨側の両方から普通にトンネルを掘って、そちらの方に捨てれば、何ら南アルプスに対して影響は起きないだろうというように思うんですが、ただ、工期短縮のためだけに、南アルプスが、いろんな問題が出てくるというのは非常に不合理なところがあるのかなと思うんですが。

逆に、今、どうこうできるか分かりませんが、もう一度原点に戻って、きちっと、トンネルの掘削工事ができる、できないも含めて、工期との絡みとかなんかで、事業者として、もう一度、なぜ南アルプスのああいう大事な所に斜坑を掘って坑を開け、トンネル工事しなければいけないのかということについて、ちょっと、お聞かせ願えたらと思います。

(会長)

お願いいたします。

(事業者)

今回、非常口につきましては、将来、営業が始まった時の緊急時の避難用の通路というこ

とに活用するというを考えております。当然、工事期間中には、その非常口がトンネル工事の基地的な存在になりますので、そこから掘り進んでいくということも、機能としてもございます。

非常口の場所の設定につきましては、そういった営業時の非常口としての機能面。あとは、工事の施工上の技術的な面と、あと、地形的なものです。あと、どこでも設置できるというものではございませんので、ある程度、平地があったりとかって、そういった地形上の話。あとは、環境上の話です。環境にできるだけ影響の少ない所であるといったような、そういった、幾つかの要素を踏まえて、今回、静岡県内につきましては、2カ所、お示した箇所を選定させていただいております。

工期っていうのも、その技術上の中では、1つ、重要な要素ではございますが、今回、この南アルプスのトンネルにつきましては、20キロぐらいの延長のトンネルになります。こういったレベルのトンネルで、日本でも幾つか実績はあるんですけども、そういった所の実績と比べても、決して、そういった非常口、工事中の斜坑の数としては、それほど多くない、一般的な、標準的な数に設定をしております。

(会長)

はい、委員。

(委員)

非常口という言葉が出てきましたけれども、前、事業者さんに聞いたところ、その非常口を5キロごとに作らなければいけない法的な根拠はあるのかということについては、それは法的なものは無いよという返事をいただいております。非常口として、将来使うとしても、その350メートル下まで、何キロにも渡って掘り進めた所を、例えば、乗客は何かあった時に、そこを上がらせること自体に、非常に問題があるんじゃないかな。

それよりも、両方の先進抗ですか、前、事業者さんの視察の時に聞いた時に、何か事故が起こったら、その先進抗に、まず皆さんを避難させてそこからということでしたけれど、例えば、南アルプスのあそこの榎島あたりに、いつも車を置いていて、何かの時にずっと、その3キロ下まで自動車を下ろすわけではないでしょうし、普通に考えたら、長野、山梨から、車を入れて、そちらの方にお客さまを誘導するというのが、一番合理的で、一番早い問題かなというふうに思うんですが。

だから、非常口ということではなくて、そこには工期の問題とか、土砂の搬出の問題が非常に重要なかなと思って、それが先にいくと、このようにいろんな問題点がいっぱい出てくるのではないかなと思うんですが、その辺についてまたお答えを。

(会長)

はい。

確かに、2つ、起こるということですよ。ですから、それに関しても、何か、よろしく願います。

(事業者)

ご指摘のとおり、工期っていうのは1つの要素で、それ自体は否定いたしません。その工期も含めた施工上の観点から、そういったトンネルの長さ、あるいは、深さを考えますと、決して、他の、日本で掘られているトンネルと比べて、必ずしも多いということではなくて、割と標準的な位置で設定をさせていただいております。

これ以上、ちょっと、お答えのしようがないんですけども。

あと、先ほどの非常口につきましては、実際、その運用方法につきましては、営業に向けまして、ソフト面の整備をしていかなければいけません。どうやって使うか。どこへ、どう避難させて、そこから、例えば、どう人を運ぶかっていうのは、それは営業に向けて決めていくことですが、まずは、万が一の時ですけども、安全な区画へ避難をしていただくということが大事ですので、それには、やっぱり非常口ができるだけ近くに幾つかある方が有利であるということ間違いございません。

また、その安全な区画へ行って、そこからさらに350メートル上へ行くことに関しては、また、それはそれで営業に向けまして、そういったところもソフト面は整備をしていくんですけども、まずは安全面から、そういったピッチは、それほど多いものではないということから設定をさせていただいております。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

国内のトンネルの中で、例えば350メートルとか500メートル下まで、斜坑を掘ってやっているトンネルというのは、事業者さんをご存知でしょうか。

(会長)

どうですか。

(事業者)

すいません。今日、具体的な例をお持ちして無かったんですけども、350っていいですか、今のトンネルの規模から、そのピッチです。長さ。例えば、今回、南アルプストンネル20キロ以上ございますが、そこで非常口と呼ばれるものが、山梨県側に2カ所、静岡県側に3カ所。山梨県側に3カ所ございます。これにつきましては、大体、キロで割るのも変なんですけども、数キロに1カ所になるんですが、他の、例えば上越新幹線等のトンネル。これも、ちょっと、具体的な数字、記憶に無いんですけども、やっぱり似たような数キロに1カ所の非常口を設置して、非常口って、当時、斜坑って呼んでたんですけども施工しております。

そういった意味で、施工上も、それほど、特別、今回、南アルプスのトンネルで斜坑が多いというわけではございません。

(会長)

はい。

(委員)

斜坑の数とは別として、350メートルとか、それ以上掘ってまでしなきゃいけないのかなと。非常に特別な地域であるので、そこでも敢えてそこまで掘ってやらなければいけないのかなと。

結局、そのことによって、今いろんな問題が山積している部分が、たくさんあるので、本来は、トンネルって、僕ら素人ですけれども、出口と入口から掘って、そのまま出せば済むのかなというように思うんですけれども、非常に深い深度のところまでしなきゃいけないっていうのが、どうしても、まだ、理解できない部分があるんです。

それを掘ることによって、地下水がどんどん流出して、それが500メートル下を掘ったから地下水が出ないかというのは分かりませんが、現在の、斜坑を含めて掘ることによって地下水がどんどん失われていく。2トンの水が減っていくのかなという気がするんですけれども、斜坑の問題というのを、もう少しきちんと解決しないと、なかなか、このいろんな要望に答えられるものが無いのかなという気がするんですけど。

(会長)

はい。

確かに、今、委員の方からご指摘ありましたように、やはり、我々は、この計画に対して選択の余地が無いんです。こういうようになっていう、代替措置というのが、今、示されてもいないし、それから、示すつもりが無さそうでありますし。

そういう意味でいいますと、これに対する、要するに、おおもとに対しての再考、あるいは、その影響がどういうふうに、変えることによって減るかっていうようなことが、我々のところで、今、議論できないんです。

ですので、本当は、本来アセスメントっていうのは、そういう場合に、そういうものがあるって、いろんな議論ができる。なお、そういうものが望ましいんですが、今の段階と、それから、このアセスメントの法律的なところですか。そういうようなところに対しての議論はできますが、なかなか、権限を持ってないというところがあるのかなと思うんですが。

そこが、一番、アセスメントにとって見ると、非常に隔靴搔痒ではありまして、そういう中で、とにかく、今、影響に関しましての懸念材料と、それから、これの中で、さらにできるところを考えていただければと思うんですが。

もともと、1つだったやつが、途中で2つになったわけですね。そうですね。

(事業者)

特に1つということを最初に決めてスタートはしておりません。

方法書段階では、特に斜坑の位置、非常口の位置、あるいは、発生土置場の位置っていう

のはお示しておりませんので。

具体的にお示したのは、線路の幅を3キロ幅でお示して、そこから、環境影響評価の調査をしながら、実際、動植物の調査をしたり、周辺の自然環境の調査をしながら、並行して工事計画も深度化いたしました。

その中で、線路を3キロから1本の線に絞り込むといった作業と、非常口をどこに持っていかってということを検討する作業と、これは、静岡県だけなんですけども、発生土置場もどこへ持っていかってという作業を、環境影響調査と並行しながら進めてやっております。

当然、環境だけじゃなくて、そういった技術面も、当然、考慮しなければいけないので、そういった中で出た結果をお示したのが準備書ということで、1カ所が増えたということはありません。

当然、いくつか、この環境影響調査をしながら、工事計画を深度化する中では、非常口もどこに置いたらいいだろうかっていう検討、幾つかしております。その中で、今の2つに落ち着いて、それをお示したといったのが実態でございます。

(会長)

はい。手短にお願いします。

(委員)

今回で、多分、事業者さんが出られるのは最後だと思うんで、ちょっと、お聞きしたいんですけど。

市長意見とか知事意見っていうのが、これから出てきますけれども、それに対して、事業者さんは、最大限の配慮をして、それに沿うような形で進められるということなんでしょうか。

例えば、ここは回避しなさいとか、いろんなことが市長意見でも出ていると思うんですけども、そういうものについては、どういうふうに事業者さんはお考えですか。

出た場合の対応について。

(事業者)

市長意見は、先ほど、ご案内がありましたし、今後、県知事の方からご意見が出てくるんだと思いますが、我々としては、もちろん、その出てきたご意見をしっかりと受け止めて、その中で事業者としてどういうことができるかということを考えた上で、最終的な評価書をまとめていく。

それから、具体的な設計といいますが、工事計画については、当然ながら、地元の行政の方々と協議調整をして具体案を詰めていきますので、そういう中で調整させていただくことになるかと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

これは確認にもなるかと思うんですけども、発生土置場のことについて、ご質問させていただきます。

どれだけ土砂の量が出るかっていうことは、ある程度、分かった。ただ、どこに対してどれだけの量を持っていくのかっていうことがまだはっきりしないので、この発生土置場って書いてある所は、全て埋まっていくのか。あるいは、何か優先順位があって、どこからか埋まっていくのかっていうふうなことを考えているのかっていうことを確認したいのと。

私が、鳥の観点から見て心配をしているのは、車屋沢橋の下の発生土置場が、一定の面積があるんですが、そこと、イヌワシの生息地が、営巣はしていないんですが、非常に高い利用率の場所が、非常に近くにあるということがあります。

できれば、ここの発生土置場は使わないでお願いしたいんですが、そういうような優先順位をつけたりとか、今後、もっと具体的に、どこにどれだけ捨てていくのかということが計画の中で出てくるのかどうかということをお教えください。

(会長)

はい、お願いいたします。

(事業者)

今回、準備書に発生土置場は、候補地ということでお示しをさせていただいております。これまでの審査会とか、説明会等でも、ご説明をさせていただいておりますけれども、お示した場所として、概ね、この範囲の以内ということで、7カ所、お示しをさせていただいております。ただ、具体的にどこにどれだけ発生土を置くかっていうのは、まだ決めておりません。

具体的には、例えば、まず、地質調査をいたします。その前に測量もいたします。測量をして地質調査をして、それで設計をして、それで、我々だけの設計じゃ、なかなか、いきませんので、行政の方、特に県でいきますと、河川管理者、大井川の川沿いにあります河川の関係の方、市の関係ですと林部の関係です。林地開発っていうのがございます。そういった方々と打ち合わせをして決めてまいります。

その決める過程の中では、当然、いろいろ、審査会等のご意見でも、市長のご意見等も、いろいろございまして、自然に配慮していかなければいけない。例えば、市の方では、今の車屋沢っていうのは、ツバクロの所だと思いますが、オオイチモンジの生息が10年ぶりくらいに見られたんだと。そこには、ドロノキという、非常にオオイチモンジにとっては大切な木があるんだよって情報を教えていただきました。

今、委員がおっしゃったように、イヌワシの飛翔範囲も、いくつか、今回の調査で把握をしてきております。あるいは、具体的な場所は、皆さまに、公開の場ではお示ししてないん

ですけれども、ホテイランという、静岡県の希少動植物保護条例で採集が禁止されているような、非常に貴重な植物が見つかったような所もあります。そういったことを勘案しながら、今後、設計を決めていきたいというふうに考えています。

避けられる、いろいろ、保全措置を幾つか挙げさせていただいておりますが、その中に、ひとつ、できるだけ回避するっていうような保全措置がございます。それは、具体的な設計を決める中では、できるだけ回避するといった保全措置をしっかりとやらせていただくというのが、まず一意でございます。もちろん、当然、それ、100パーセント避けられるわけではございませんので、それ以外にも幾つか保全措置がございます。

例えば、植物ですと移植するとか、そういったこともございます。そういったものをセットして、併せ持って環境保全をしていくということを考えております。

(会長)

はい、ありがとう。

よろしいですか。

はい、委員。

(委員)

その発生土置場について、いろいろ危惧されている所が、もう既に静岡市の方から提出されているということがあります。

ひとつ危惧されているのは、どうも扇沢の山の上部の所に、大量の土砂が置かれるというふうなことが計画されてるということに対しての、大きな危惧があるんだろうというふうに考えています。

そこで、どういう検討になるか、ちょっと分からないんですが、つまりトータルとして360万立方は、どうもこの地域で処理はできるのかできないのかというふうなことを、もう一度、検討される気があるのかということと。

市外に、それならば、やはりどこか、近い所は県外ですけれども、別の方法で運ぶような方法は検討される可能性があるのかというふうなことを、お聞きしたいと思います。

(会長)

はい、お願いいたします。

(事業者)

今、委員のおっしゃったのは、市長意見の方ですね。県の方に、知事にお返しした意見の中に、一番、先ほどのお示しした図の、一番、上の所の扇沢って、皆さま、通常、扇沢と呼んでらっしゃいますけれども、その源頭部の発生土置場については、回りに崩れ地形みたいなものがございますので、非常に危惧していて回避するべきではないかってご意見をいただいております。

我々、これまでも、当然、この発生土置場の候補地を選ぶ時には、地形にも考慮して選ん

であります。確かに、この大井川の上流部につきましては、崩れ地形が幾つかございますが、扇沢につきましては、その周辺の崩れ地形は、今、避けるような形で選んでおります。確かに、周辺に、市長意見にご指摘のあるような小起伏面っていうのはございますが、そういったものを避けて、具体的な設計をする段階では、そういったものを避けてやることも可能でございます。

実際、その発生土置場を決めていく段階にあたりましては、地質調査で地盤の確認をいたします。それによって、しっかり、基盤のある所に安全を保てるような構造は確保できると。そういう調査をすることによって、その調査に基づいて設計をするというふうに考えております。

実際、平成 25 年度、審査会と並行しながらという変ですけども、秋にかけて、各発生土置場の地質調査、ボーリング調査っていうのをやらせていただいております。各箇所です。基盤となる岩盤ですね。そういったものを確認いたしました。それを考慮して、今後、設計を決めて、相談をして、それぞれ、どこにどれだけ土を入れるかっていうのは、それで決まっていくということです。

今のところ、もともとの選んだ場所の規模とか、箇所数からすれば、そういった検討をした結果で、今の 360 万っていうのは概ね入るだろうということのつもりであります。

ただ、その結果として、いろんなそういう自然環境だとか、そういったことに配慮して、思ったより、扇沢、もっと少なくなったとか、そういったことは現象としては起きてくるのかとは思いますが、最終的にはそちらの 7 カ所で、概ね安全を確保した状態で盛土の設計ができるというふうに考えております。

(会長)

はい、よろしいですか。

委員。

(委員)

この 7 カ所は、あくまで候補地という形で来ているので、その候補地が問題になった場合には変更するような場所とか、そういうものについては、まるっきり考えてないのですか。

例えば、ここがダメならここにするとか、そういうのがあれば、逆にそういう所もアセスしないと問題になるので、そういう。もう何か、今の話だと、ここに絶対確定しちゃって、ここ以外は、もう土砂捨場は無いのだというように聞こえるんですが、当然、問題があれば変えるというのは当たり前のことだと思うんですけど、どうでしょう。

(会長)

どうぞ、お願いします。

(事業者)

そういった意味も含めて 7 カ所選んでおりますので、その 7 カ所の中で、仮に、本当に入

れないとか、そこまで、ちょっと、極端なことがあるかどうか分からないんですけど、例えば、そこには、地形上の技術的な面だとか、動植物の配慮する関係で、ちょっと、縮小しなければいけないといった現象も含めた中で、その7カ所の中でやりくりをしてやっていくということになります。

だから、そういう意味では、他には無いのかといわれますと、現時点では、もう、この7カ所しかございません。

(会長)

いかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

今までの意見の繰り返しですけれども、斜坑を掘り、土をどこかに捨てるということで南アルプスの自然を大きく損なうことは、これは誰が見ても確かなことですね。

それで、そのために植物ですと移植をすることで、保全措置を考えられているってことですけれども、それに関連して、今回の市長意見で、類する意見は、この会議でも述べたことありますけれども、静岡市の意見の中に「生物多様性オフセット」という考え方と、それから、「カーボン・オフセット」という言葉が出てまいります。これは、非常に難しく、しかし、素晴らしいことだと思うんです。事業者の方は、この点については、どのようにお考え、あるいは、具体的に何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

(会長)

はい、お願いいたします。

(事業者)

はい。

この「オフセット」という言葉は、実は市の専門会議でも、私が記憶する限りは、そんな議論がなされてなくて、我々も市長意見を見て、まだ出て1週間とか、間がないんですけども、具体的にこうしよう、ああしようっていう案がないというのは事実でございます。

ただ、例えば、「オフセット」というと、例えば、舗装する代わりに、その回りには、少し、そういう、例えば、蝶が水が飲めるような環境を作りましょうとか、代わりにっていうことだというふうに考えておりますので、そこは、今後、知事意見等にも出てくるかとは思いますが、それに併せて検討はしていきたいと思います。

(会長)

よろしいですか。

はい、委員。

(委員)

今回の資料の6に関係することなんですけども、大井川の中流とか、その下流の市町からの要望が出てくるんですけども、これに関連することなんですけども。

大きく水量が減少するということが考えられるというふうなことなんですけども、その水量が大きく減少した場合に、渇水時に維持すべき流量っていうのが、国交省によって、もう決められておるんですけども、その、いわゆる、正常流量っていうのが、ちゃんとクリアされるのかどうかっていうふうなことを、まず、1点、お聞きしたい。

(会長)

はい、お願いします。

(事業者)

大井川水利流量調整協議会っていうのがございまして、そちらの方で、いろんな箇所の最低の維持流量っていうのを、その協議会の中でお決めになられまして、そのまま、ちゃんと維持できるように、今、いろんな利水、電力会社さまも含めての利水者さんの中で調整をして、今、やっておられるということは、我々も前からよく勉強させていただきまして、存じ上げておることです。

その、維持がされるのかというご質問に対しては、維持については、なかなか、天候の関係とか、そういった外的な要因が非常に強くて、事業者単独で維持ができるとかできないとかって答えられるようなものでは無いっていうことを、最初にお断りさせていただきたいと思うんですけども。

ただ、今回、我々の水に対する考え方といたしましては、まず、その2トンって、ひと言、これがありきでいってしまっているんですけども、これは、まず、何も保全措置をしてない状態で素のままです。予測をした値だということを、まず、ご理解をいただきたいと思います。

今後、具体的に設計を固めていく中で、できるだけ水が減らないような工夫をさせていくといったことを考えております。かつ、準備書にも書かせていただきましたけれども、水につきましては、事後調査を考えております。工事が始まりまして、流量の監視をして、実際、どのくらい減るかというのを監視していきたいと思っております。

まずは、そういう、水が減るのを減らすということと監視をすると。その監視をする最初の6~7年っていうのは、必ず、水を戻しますんで、大井川の本流の流量が減るってことはないんですけども、そういった中で、実際、トンネルからの湧水がどれくらいあるかっていうのも把握ができますので、この2トンという予測が、実際にどのくらいになるかっていったことも、その5年、6年の間にしっかり把握をして、対策、保全措置ですね。その後、いろいろ、代替措置っていうのも、最悪の場合は出てくるのかもしれませんが、そういったことも、その中でしっかり考えていきたいというふうに考えています。

維持流量は、ひとつ、少し、重要な話でございまして、やはり、基本的なところといたしましては、確かに、例えば、豊水期ですと、そんなに問題にならないと、我々からいうと、事業者からいうと、良くないのかもしれませんが、豊水期だとそんなに問題にならなくて、

どうしても、水が少ない時、あるいは、水の需要が多い時、そういった時に、ちゃんと利水者さまに節水をせずに水が供給できて、なおかつ、河川の維持流量っていうのが保てるかっていうのはすごく重要でございます。

時期的には、そういった時期が、実は、既に去年とか一昨年って、そういう節水っていうのは実際に行われております。事業者といたしましては、そういった時期に、中央新幹線が原因で、そういったものが起きていれば、やっぱり、そういった保全措置をやらせていただくんだと思います。

例えば、水が4トン足りないっていった時であっても、それは全てが、例えば、事業者の事業のせいとは必ずしも限らないんですけども、それが、事業者に、ある程度責任があることについては水を戻すとか、そういったことは当然保全措置としてやっていくということになると思います。

(会長)

はい。

地下水に関し、今、ちょっと、地下水の方に少し入りつつあるんですが。

次にいきましょう。

(委員)

今のことに関連して、何点か、続いてお聞きしたいことがあるんですけども。

まず、1点目なんですけども、例えば工事現場で出た水で、かなり深い所から出た地下水、それを例えば河川にバックすることについて、水質面での問題はないんでしょうか。

まず、この1点をお願いします。

(会長)

はい、お願いします。

(事業者)

水質の面につきましては、まず、工事中につきましては、1つ、水質の要素として濁りっていうのがございます。あと、pH。もう1つは、金属等の有害物質っていうのと3つあると思います。

それぞれにつきまして、濁りにつきましては、どうしても、工事施工してる時の掘削してる所からは濁った水が出ますので、それにつきましても、濁水の処理をさせていただきまして、透明度を下げた上で、良くした上で、下げたって逆です。透明度を良くした上で排水をすること。

pHにつきましては、調整をしてからだろう。

有害物質につきましては、今回、地質調査。土壌調査というのを、今回、やらせていただきまして、南アルプスの静岡県内におきましては、海洋由来の付加帯の砂岩、粘板岩が主流で、ほぼ、静岡県内のやつは、それがほぼ、かなり大部分を占めているということで、それ

についての土壌調査をさせていただいております。そういったもので、火山とか鉱山とか、そういったものの影響を受けてないということもあって、重金属については、今のところ、汚染の恐れがないということで、今回、準備書にも記載をさせていただいております。

しかしながら、工事で掘削していく中で、やっぱり、ちょっと、いつもと違う地質が出てきたような場合については、再度、調査をさせていただいて確認をして、必要な処理をして、保全措置をして、させていただくということを考えています。

なお、濁度につきましては、全てが濁った水が出てくるわけではなくて、どうしても、切羽っていう、一番先端から濁った水が出てきます。トンネルが、どんどん、掘り進みますと、途中から湧き出てくる水っていうのは、比較的、透明な清涼な水が出てきますので、そういったものと切羽の水を分離して流してやると。

手前の綺麗な水はそんなに心配なく河川に流せる。その切羽の水。そういったものを分けることによって処理する規模を小さくして、そういったものをしっかり処理体制が保ちやすくなりますので、それでしっかり処理をして、最終的に流させていただくということを考えております。

河川流量の全体の量からすれば、そういった措置をすれば、保全ができるというふうに考えております。

(会長)

はい。委員。

(委員)

あと、もう1つ。あと、3点ほど、お聞きしたいんですけども。

まず、1点目ですけども、漏水を防ぐためにいろんな工夫をされるというふうなことで、これはこの前もお聞きしたんですけども、その工法の実績はどうなんでしょうか。実際に、本当に大丈夫なんでしょうかっていうことを、まず1点お聞きしたい。

(会長)

はい。

それに関しましては、事業者の実際の実験線の方でありますよね。実際にトンネル掘って、それから出てくる分。その部分と絡めて、お返事いただけますか。

先ほど、シミュレーションでやって、要するに、2トン分だけ出てくるだろうということと、それから、それを止めることが本当にできないのかっていうことです。それに関しまして、お願いします。

あまり、時間が無くなってきたので。

(事業者)

今、まず、一般的には、ひとつは、覆工をやるということです。今のシミュレーションの予測につきましては、トンネルを掘って、そのまま、一般的には岩盤がむき出しになるんで

すけれども、その岩盤むき出しの状態、岩盤にどうしても亀裂がございますので、その亀裂から水がしみ出てくるのがトンネル湧水になります。そういったものに対して、今回、NATM工法っていう工法を使いますので。

すいません。これ、1つの例なんですけれども、NATM工法っていうのは、こういった、ボルト、針のように出ているのがボルトになります。このボルトで地山を一体化させて止める工法でございます。そこには必ずコンクリートが、吹付けコンクリートっていうのが、これ、外の茶色の所ですが、こういったものが一体となって隙間なくコンクリートを打ち付けるといったことになります。

昔の、NATM工法の以前ですと、こういう隙間が必ずというか、意図的にするわけじゃないですけど、どうしても隙間ができてしまったんですが、こういった隙間をしっかりと埋めるといったことをします。

さらに、覆工コンクリートといいまして、コンクリートをしっかり巻いてしまうという工事をします。さらに、その吹付けコンクリートと覆工コンクリートの間には、今回、防水シートというのをつけようということを考えてます。これは、実験線の方でもさせていただける方法になります。

あと、地山の条件の悪い所の例になるんですが、これ、薬液注入っていうのがございます。比較的、地山、岩盤がいい所は亀裂がそんなに進んでないんですけれども、例えば、破碎帯みたいな、岩が細かく砕けてしまっているような場所がございます。そういった所は、やっぱり、どうしても湧水が多くなったりするんですが、そういった所、あんまり、地山の良くない所については、薬液注入をするといったことを考えております。

これらを、その2トン。これが無ければ大丈夫かっていうと、答え方としては非常に難しいんですけれども、工法そのものは非常に実績のある工法ですので、間違いなく、保全措置としてできる工法です。具体的にどの位になるかっていうのは、数字でお示するのは非常に難しいんですけれども、それなりの効果が出てくるだろうということで、こういった工法を採らせていただこうというふうに考えております。

(会長)

ちょっと、待ってください。

これ、やってる時に、防水シートは、どうして下をやらないんですか。そもそも活断層は、あそこには知られてないので、丹那断層みたいなようなものは、多分起きないだろうと、それは推定、地質的には推定できますけれども。

要するに、古い断層帯は破碎帯としてありますので、そこからの、要するに、地下から上がってくる。もともと、水圧が非常に高いわけです。少なくとも、400メートルありますと、40キロの水圧があるわけです。高い所ですと、もっと、100キロ以上の水圧がかかる。それを止めるのにあれが役に立つとするならば、そういう方法とか、要するに、固める。要するに、抑える方法。それによってとにかく減らすということを、やはり考えてよろしいんじゃないでしょうか。

(事業者)

これ、完全に水を止めるっていうところまで、なかなか、いかない方法でございます。

ご指摘のような、そういう土被りの高い所では非常に高い水圧がかかりますので、完全に密閉して越させない。水の浸透を止めるっていうのは、ちょっと、難しい。

そこまでの工法では無いんですけども、それをやることによって、とはいうものの、ある程度、一定の効果は得られるだろうということで、今考えているのは、今お示したような工法を考えております。

(会長)

だから、よりセーフティな。少なくとも水の影響っていうのは、非常に皆さん懸念しておりますので、それには最善の工法っていうのを選ぶのであれば、やっぱり選ぶべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

その後で、委員。

(委員)

今、示されている工法が実験線の方でも使われているってことですよね。しかし、実験線の方で、簡易水道での水の枯渇があった。これについて、前回お聞きした時に、実験線の方は地下の浅い所を通っているものだから、その影響があったけども、今回は深い所にトンネルを作るものだから、その影響は無いというふうなことを、影響が考えられないというふうなことをいっておられたんですけど、その辺、この浅い深いと漏水との関係性について、もう少し、詳しく教えていただきたい。

(事業者)

深いから無いって、いったつもりはなかったんですけども、当然、こういった保全措置やってきますけれども、完全に防げるものではございません。

できるだけ減らす。その漏水を減らすため、トンネル湧水を減らすために、こういった方策をやってまいりますけれども、実行可能な範囲で。完璧に減らせるものではございません。

従いまして、この工法を使ったのに実験線でという、湧水のような現象が起きたじゃないかとおっしゃられますと、それは、もう、そのとおりで、これをやったからといって万能っていうわけではございません。それは、ちょっと、申し上げなければいけないことだと思います。

実験線のものにつきましては、現象として、比較的、浅いトンネルでございましたので、そのトンネルが、非常に、簡易水道の取水源の沢に非常に近かったものですから、その水を、やっぱり、引いてきて、水源に影響を与えたんだというふうに思われます。

それは、必ずしも、それをやったのに、その効果が無かったかなというよりは、これ自体については一定の効果があるんですけども、全てを完璧に防げるものではないというふうにご理解いただければいいと思います。

(会長)

よろしいですか。

今に関しましては、やはり岩質が違って、それから断層だとか、そういうものの入り方も違う。それから、一応、真性の活断層ではないんですが、でも破碎帯は必ずある。それをシミュレーションのために、もう使っている。それにしても、やはりそれだけ出るっていうことになってますので、その分は、要するに、現在考えられる最良の方法を取る。そうでなければ、そもそも、それを抑えることはできない。それでも抑えられないかもしれないですね。

そのことは共通に認識を、お互いに認識していただければと思うんですが。

(委員)

さらに、関連することで、時間もありませんので、2つ、まとめてお聞きしたいと思います。

その1点。もし、水が、大井川の水が少なくなってきた時の代替水源というふうな言葉を先ほどもいわれているんですが、代替水源として、例えば、どのような方法で、どこから水を得る事を考えてらっしゃるのかってことが1点。

それから、もう1点。大井川について、上流部から河口まで、静岡県で正常流量の調査をしているんですが、その数値が、この準備書の中には載ってないんですけども、是非ともそのようなものを参考にさせていただきたい。

その2つです。

(事業者)

まず、2番目のご質問に対しては、それはご意見ということで勉強したいと思います。

1つ目のことについてですけども、代替水源につきましては、具体的には、やはり5年、6年、最初の6年半で、影響を見ながら、その影響の度合いで決めていくものだというふうに考えております。

ただ、今まででも、いろんな場面でご説明させていただきましたけれども、まずは、減らすっていう話はもういいですね。減らして。減る量を減らすっていうことと、それは、もう、いいと思うんですが。

戻すというのは、最終的な方法としてございます。大井川の、今回、水が減るっていうのは、最終的にはトンネルの中の湧水としていくものです。途中、岩盤の中での、いろんな流れがあるんでしょうけれども、最終的にはトンネルの中の湧水として出てくるものですので、それを戻すという方法は、保全措置の1つとして、今、我々、考えておりますので、それで、かなりの量は担保できるんじゃないかと思えます。

ただ、当然、いろいろ、地形的なこととか、技術的なことで、全部、戻せるわけでは、必ずしも戻せるわけではないんですけども、それは非常に、方法としては最も有効な方法として、今、オプションとして持っておりますので、それでかなり対処可能ではないかと。

それでも、どうしても足りないとなれば、2トンっていう量を井戸で取ったりとか、他の

水源で取るのは非常に難しいんですけれども、そのポンプアップによって、ある程度カバーしていれば、足りない部分は、そういった新しい井戸であるとか、そういった水源を検討するのも可能かもしれません。

ただ、そこは、今後 6 年、7 年の中で、実際に減る量を見ながら、具体的に検討していくことになります。例えばの話になるかと思います。

(会長)

今の戻すという事に関しましては、その時にも、先ほどもいいましたけれども、サスペンデッドマターですね。浮いてるのを。

それから、温度、これ、かなり違うっていうことを前にもいいましたので、それは考慮の上でやっていただかないと、非常に環境に影響が与えるだろう。要するに、エコシステムとして、その影響があるということに注意していただきたいと。

ちょっと、時間が無くなっちゃんですけど。

はい。手短にお願いします。

(委員)

今、いろいろ、ずっと検討してきて、出てくる結果というのは、静岡県民にとっては、ほとんどがデメリットかなというふうに思うのですが、事業者が考えるこの事業、あそこに掘って、斜坑掘ってやることの県民に対するメリットってというのは、どのようなことが、考えてますでしょうか。

最後、お聞きしたいです。

静岡県民のメリットですからね。全体じゃないです。

(事業者)

確かに直接的な、リニアは駅ができませんので、なかなか、直接的なメリットって非常に考えにくいと思うんですけども、これ、国の交通政策審議会の方でも議論なされてるんですけども。

この中央新幹線の意義といたしましては、将来、大規模災害に対する抜本的な備え。東海道新幹線ってというのは、非常に日本の経済にとっても非常に大事なインフラだというふうに考えられております。そういったものを、2重系化をするってことは。

(委員)

県民のということで聞いているので、全体のは分かっていますので。

(事業者)

あと、そういった国全体へのメリットってというのは、静岡県に対しても少なからずあるってということと。

あと、もうひとつ、中央新幹線の開業後に起きますのは、東海道新幹線につきましては、

輸送力に、相当、余力、余裕ができると。例えば、東京 名古屋間。あるいは、大阪ができれば、さらに大阪といった大都市圏への、今「のぞみ」号でご利用いただいているお客さまにつきましては、かなりの部分が中央新幹線の方に、お客さまが移られるということで、かなり、東海道新幹線の輸送量に余裕が生まれてまいります。そういったことによって、今、「ひかり」とか「こだま」の運転数を増やすというような可能性が非常に出てきます。

かつ、そういった「のぞみ」の運行が無くなることによって、例えば、駅での待ち時間です。よく、「こだま」に乗っていると、「のぞみ」に2本抜かれたとか、そういったことあるかと思うんですが、そういったことも無くなってきますと、そういったものの到達時分の短縮みたいな、そういったメリットの出る可能性も生まれてまいります。

静岡県にとっても、全くメリットがないという、そういうプロジェクトではないというふうに考えております。

(会長)

はい。

なかなか、難しいところですね。これは。

もう、最後ですが。はい。

(委員)

簡単な質問ですけど、市民意見でも、この新幹線がものすごい電力を使うっていうことが取り沙汰されていたと思いますが、先ほど出ていた、トンネルで出てきた湧水をもう一度川に戻すということに関して、多分ポンプアップして出してくると思うんですけども、その辺のエネルギー収支っていうんですか。そういうのは計算されていますか。

(事業者)

水を汲み上げることに對するエネルギーの収支っていうのは、今、まだ、計算をしておりません。

例えば、トンネルを掘って、流下させるっていった方法も無いわけではないので、そういったものも、また、面的には考えていきたいと思いますが、現時点では、そのポンプアップの電気については、計算はしておりません。

(委員)

ただ、それはちょっと考えるべき問題なんじゃないのかなと思うんです。なぜかという、非常に地下の深い所から汲み上げて川に戻すっていうことですよ。ですから、それをずっとやるっていうことになると、私は試算できませんけれども、考慮していただいた方がいいんじゃないかと思いました。

(事業者)

我々も、やっぱり、電気。もちろん、費用もかかりますけれども、電気。最近、電気の使

用量を減らそうっていう風潮がありますけれども。

先ほども申しましたように、年中、水って足りないわけではなくて、やっぱり、そういう渇水期であるとか、非常に、夏なのに雨が少なかった、日照りが続いた時とかって、そういった時が非常に影響が大きいということで。

例えば、雨季で非常に大量の水が流れて、あるいは、そんな極端なことはないでしょうが、台風ですごい水が流れているのに、わざわざ、汲み上げてあげるかっていったことがございます。そこは、そういったこともバランスを取って、将来的には、本当に汲み上げるっていうことになった場合には、そういった電気料のことも考えて、総合的に決めていくもんだというふうに考えております。

(会長)

ちょっと時間が。もう予定の時間は、だいぶ過ぎてしまいましたけれども、まだご意見いただけない方で、どうしてもっていう方が、どうでしょうか。

また、直接、こういう対峙する場面はもう無くなりますが、それ以後、まだ意見をまとめる時に出てくると思いますので、また、その時にお願いいたします。

では、一応、ちょっと、ここで休憩をさせていただきます。

もう、20分になりましたので、10分間でよろしいですか。

10分間。3時30分ですね。はい。再開。

じゃ、小休憩。

【休 憩】

(会長)

では、再開します。事務局から説明します。

(事務局)

ここからは、資料4の意見整理表に基づきご審議いただきます。

意見整理表は、一番左の欄が環境要素の区分、その隣がこれまで審査会委員の皆様からご提出いただいた質問等、その隣が大井川流域の市町、県議会委員、関係団体であるとか、あるいは、県庁内の関係各課、あるいは、2013年の11月25日に、事業者が提出した、あの意見概要書は県民の意見です。であるとか、あるいは、先週、1月22日に行いました公聴会での意見というものを置いたものとなります。

それから、また、今度、その右隣でございますけども、そちらは、静岡市長意見というところにつきましては、これは、もう、いただいたご意見を置いてあるものとなります。

一番、右側が「左記意見のまとめ(案)」ということで置いてございますが、こちらの方が、本日、ご議論をお願いするところとなります。

なお、「静岡市長意見」と、それから「左記意見のまとめ(案)」の間に、番号をずっと、これは通し番号ということで、それこそ、1ページ目の大気の関係の一番から、最後の20ページまで、169番ってということで、これ、通し番号ということで、こういう様々なご意見をいただいたと。それを、類似するものはまとめているような形ということにしてあるところでございます。

なお、この「左記意見のまとめ(案)」というものにつきましては、いろいろ、いただいたご意見を並べて整理したたたき台ということでございまして、これがこのまま答申案という形になるわけではないということで、そこはひとつご了解をいただきたいと思えます。

本日のご議論を踏まえまして、今後、調整を図りまして、環境影響評価法の趣旨に照らした上で、委員の皆さまに、また、ご相談しまして、答申案の作成という形になってまいりますので、ご承知おき願います。

ちょっと、資料の、全部で20ページあるんですけども、簡単に中身を、これから、また、個別にお話をしますけれども、構成をお話させていただきます。

環境要素の区分ということでございまして、大きく、こちらを、まず「大気環境」につきましては、1ページ、2ページの方に、いろいろ、出た意見。それから、意見のまとめということで、それぞれ右側の方に置いてございます。

それから、それこそ、水資源等々の関係です。「水環境」の方につきましては、3ページ目から7ページ目までの5ページにわたってでございます。

それから、といたしまして、「土壌環境」ということにつきましては、8ページでございます。

それから、9ページ目から13ページ目につきましては、「動物・植物・生態系」となります。

それから、14ページ目から18ページ目までは、「景観・触れ合いの活動の場」あるいは、残土処理の関係も含めてですけども「廃棄物」という言葉の中で、あるいは、「その他」という形で、こちらのページに入っております。

環境要素そのものとしては、この5つの区分となるんですけども、先ほど、静岡市さんからもお話ありました「付帯事項」として、エコパークということで、いうお話もございまして、それにつきましては、別途、その次の19ページ目に「エコパーク」という形で、1つ、分けて作っております。

それから、同じく、やっぱり、静岡市長意見等々からもいただいております環境監視体制ということにつきましては、それも、1つ、別途、項目を、今、という形で、20ページ目でございますけれども、通してございます。

以上の7つの区分という形をございまして、ご審議を進めていただきたく存じます。ご審議の順番でございますが、三宅委員が、4時頃、退席予定というところもございまして、最初に「動物・植物・生態系」をご審議いただきまして、次に、後は順番通りに「大気環境」「水環境」という順に進めていただければと存じます。

まず、動物のほうからご審議をお願いしたいと思うんですけども、動物につきましては、今、申し上げましたとおり、9ページでございますけれども、その中でも、動物は9ページ目

の通し番号 82 番から 11 ページの番号の 99 番まで。植物は、引き続き、11 ページの 100 番から 12 ページの 108 番まで。生態系につきましては、109 ページの全部となります。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。ありがとうございました。

それでは、4 番です。この中で、ここに載っている以外にもあれば、最も、一番、核心的なところはどういうところになるかっていうところだと思いますが。

(委員)

県の左記意見のまとめ(案)のところを、今、読ませていただいているんですが、前、この場でそれぞれの県内の専門家の意見を聞いてまとめに出してくださいという話をしたと思うのですが、この中で、今、出てきているのが両生類。

それから、クモ。菌類とかいっていましたが、陸産貝類については記述はないんですが、それはされて、何の意見もないよということなんでしょうか。

(会長)

はい、お願いします。

(事務局)

陸産貝類の先生にも、一応、意見を聞いておりますけれども、特出しとしての意見は、ここには出す必要ないというところです。

(委員)

とりあえず、県内の専門家の方には、一応、事業者を含めて聞いたということでしょうか。

(事務局)

事業者は同席はしておりませんが、事業者から、先生方にお示した、公開で開催した資料はお借りして、それをもって、自然保護課と私が同席して意見を伺ってまいったということでございます。

(委員)

はい、分かりました。

それで多分、哺乳類あたりは、データは、一応、仮には見せてもらったのですが、マル秘扱いということで、なかなかデータを処理できないのですが、それを是非、きちっと出していただきたいというのが、1つ、あります。

それから、多分、まだ、これからも、静岡市も含めて、現地で専門家が、調査したり、こういう希少種については、まだこれから、個人的なものも含めて調査に入るとは思うんです

けれども、その場合に出てきた結果を、事業者の方に、有効に使わせ、そういうセッションがあったら、きちんと、それを保護対策に使うことというようなことを、是非、入れていただきたいなど。

現時点よりも、また次の、途中で、十何年というひとつの長い期間があるので、その間に、重要種が出てくることも、十分考えられるので、そういう対応も是非、入れてもらえたらなと思います。

(会長)

そうですね。はい。

今後、こういうことがあれば、そういう団体とか、そういうところの活動もサポートは、要するに、精神的なサポートしかできないかもしれないんですが、そういう、いろんな今後の活動を応援するっていいですか。そういうものを、できるだけたくさん欲しいんだという、そういうものを、やはりネットワークを作るっていうことが、かなり大事です。

他にいかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

保全のための移植をするってというのは、事業者から度々出てくる案ですけども、私の知る限り、保全、移植先のデータの保存、あるいは、その公表ってというのは、ちょっと、デリケートな問題もあるんですけども、数年、経ってしまうと、移植先も分かんなくなってしまうんです。そうすると、事後調査で、3年間ぐらいは調査するんですけども、枯れた場合はどうするのかっていうことも、実際はうやむやになってしまう例が多いようです。

繰り返しますけど、今まで保全して、保全のために移植したってことの植物については、却って困るっていう例もあることはあるんです。1つは増えすぎちゃったとか。あるいは、もう、そんなものは無くなっちゃったとか。

ですから、先ほどの「生物多様性オフセット」と同じなんですけれども、移植ってというのは、なかなか、方法論的にも、あれは理論的に難しい問題が秘めてるんですが、その、実際「します」っていうことまでは書くんですけども、具体的にそれをどのようにするかっていうまでが明記されていない。「専門家に相談して移植します。」なんていうことで、大体お茶を濁されてる例が大半ですので、それでは困ります。

一応、移植する場合は、そのことを、どこにデータが保存されてるのか。誰がそれを見ることができるのかを明記していただきたい。3年過ぎたら、もう誰の関心も無くなってしまう、また、データがわからなくなってしまうということでは困ります。

それから、繰り返しですけど、ミヤマシシガシラが扇沢にあるっていうことだったんですけど、この前のご説明は、要は、一般書の本から、その特徴を持ってきて、ただ目視でありましたよってだけの話ですけども、静岡県には、もともと、無い。山梨県にも無い植物ですので、そういう貴重なものなら、動物と同じように、誰がそこで見つけたか。どこで見つけたかっていうのを、きちっとしてもらいたい。

それから、いいませんでしたけども、記録されたシライヤナギ、これも静岡県には無い植物が載ってるんです。それが、本当にあれば極めて貴重な樹木ですので、それも含めて再調査をお願いしたい。

準備書の植物リスト見る限り、私が現地へ1回、2回、行っただけで見たのが、ずいぶん、落ちてる。難しい問題かも分かんないんですけども、そういう調査体制どうするかっていうのは重要な問題です。

全般の議論でもそうだったんですけど、「心込めて保全します」という意見だけでは、どうも話にならない。具体的な方法を、是非、きちっと文章にしていきたい。

それから、これも繰り返しですけど、準備書に上がってくる生物群は、極めて限られているわけで、例えば、苔だとか、地衣だとか、あるいは、土壌性昆虫なんかは皆無なわけですし、そういうのまで入れたら、貴重なものが、いっぱい出てくるし、守らなけりゃならないんで、準備書に出てくるのは、本当の氷山の一角ですので、その一角をテコに貴重な南アルプスの自然を守りたいっていうことで、事業者は誠意を持って考えていただき、それを、しっかり文章にしていきたいと思っております。

(会長)

それを、文章としてですね。はい。

ありがとうございます。

そこら辺が、冒頭でもいいましたけど、やっぱり、つながっているところが分かんないところがいっぱいあるってことですね。それについては、やはり、この意見としては、非常にそこは重要だと思うんです。

それから、後は、データをどうやって集めるか。それから、その信頼できるものが、どういう状況のデータであれば、どういう調査であれば信頼できるかっていう、そういうところが、かなり、重要になるんだろうと思いますので、そこら辺を文章としてやっていただく。

はい、委員。

(委員)

ちょっと、余談なのかもしれませんが、あそこの、扇沢の源頭部だとか、それから、千枚では去年も含めてずっと調査をしてるんですが、地上性昆虫でゴミムシあたりも、その場でやって、東京の専門の方に、同定してもらったら、あの辺でも新種らしいっていうのが、2つも3つも、ボンボン出てくるんです。ゴミムシだから、移動性が無いというふうなこともあって。

ただ、まだまだ分かってない昆虫を含めて、植物もそうだと思うんですけど、そういうのがあるので、基本的には、どこかで調査しながら監視していくというような体制が、十数年ですので、必要なのかなという気がするので、事業者にも、ずっと監視しながら調査も継続するようなことは、いいのかなと思いますけど。

(会長)

そうですね。

今のことは、とにかく長い。長くて、その間に、どういうふうに、要するに、そういう変化の兆候を見つけられるかどうか、全く分からないです。

そのところは非常に重要かと思しますので、是非、それを入れたいと思います。

他にいかがでしょうか。

はい。委員。

(委員)

静岡市長さんの意見でも出ていましたが、ここで確認しておきたいのは、まず、クマタカは県内で生息場所が確認されていますので、特に、この工事予定地の下流側の方に、どうやら、いるそうです。そのあたりの調査地点の選定が甘いように見えたので、やはり、下部の、下流部の所の調査地点の選定。特に尾根から、こう見るような所が、下から、谷の中からしか調査をしてなかったの、できるだけ、広く見えるような場所を選んで調査の精度を上げて欲しいなというふうに思います。

あと、これも触れられていますが、イヌワシなどは非常に広い範囲を活用する鳥ですので、県内の調査データだけではなくて、長野、山梨ということ照らしあわせて同定していったり、動きを見ていく必要があることを強調しておきたいです。

あと、先ほどの事業者に対する質問にもいわせていただきましたが、かなり、近い所にイヌワシの生息場所があることが判明しています。イヌワシが、ほとんど、高利用域なんかにいるという、工事場所がかかるということは、もう、回避が原則になってくると思いますので、特に詳しい地点が、ちょっと、述べられないのがもどかしいんですが、先ほど申し上げた車屋沢橋の手前の発生土置場の付近には、かなり、1キロ2キロ圏内の中に繁殖をする可能性が高い場所があるので、その扱いは十分に気をつけていただきたいということです。

調査を、もう少し、精度を上げて欲しいということと、もっと、広域で見て欲しいということと、特にポイントとしては、この車屋沢あたりが1つのポイントかなというふうに思っています。

そういうものが、ちょっと、ここに載ってくると。

(会長)

工事用の、工事で音とか振動だとか、それに関しては、実際には、どこでそれだけの音が出るのかっていうのは、あんまりはっきりしないんですけども、少なくとも、斜坑の掘る回りは、かなり、音が出る可能性ありますよね。そういうのについては、何か特別な配慮とか、そういうのってありますでしょうか。

(委員)

はい。

ちょっと、どれだけのものが聞こえているかとか、範囲があるのかっていうのは、ちょっと、ごめんなさい。分かってないんですが。

基本的に、クマタカってというのは、非常に、イヌワシとか、クマタカは非常に臆病な生き物ですので、そういう騒音とかには非常に敏感だというふうにいわれています。つがいも1つがいしか育てないというようなことでして、それ、放棄を続けていくと、そこに定着、だんだん、しなくなってくることも考えられます。

なので、特に、この、その面でも、この斜坑に近い発生土置場の所あたりにいるイヌワシにとっては、非常に営巣環境としていい場所、ここがなるだけ刺激しないような措置を取っていただくということは、非常に大事ななと思ってます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

私も、そういう動物のことは、あんまり、知らないもんですから、そういう文言で、やはり、注意を喚起できるという、そういうようなことには、是非、していただければと思いますんで。

他に、まだ、ご意見いただいてない方、是非、お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

一応、「動物・植物・生態系」ここでの、関しましての、次に進めさせていただきます。

次は「大気」ですか。

(事務局)

次の、最初のページに戻っていただきまして、「大気環境」というところでございます。

こちらにつきましては、いわゆる、「大気質」です。空気そのものの汚れの関係であるとか、あるいは、今のお話にもありました騒音、あるいは、振動、悪臭、微気圧波、といったことが、こちらのカテゴリーというところでございます、番号としますと、通し番号の一番から16番。1ページ目から2ページ目。この2つのページというところでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、「大気環境」ですが、いかがでしょうか。

はい。

(委員)

騒音のところなんですけれども、例えば、13番のところに「発生源からの距離減衰による騒音レベルをうんぬん」というのがありますけれども、準備書の方とかにも、確か900メートルぐらい離れてるから影響しないってあるんですけど、ちょっと、全体的に数値的な評価ってというのが、ちょっと、その辺で、ガッと抜けてるなっていうのがあっていうのが感じるのが1点と。

特に道路交通騒音に関しましては、A S JのRTNモデルを適応したというふうにあるんですが、一方で、例えば、車両台数がこれこれというものが、ある一方で、車両台数に関す

るパラメータが、計算のどこにも、表向きに見えないんで、その辺のところ、どうなっているのか、よく分からないなというのを感じました。

その辺を、もうちょっと反映していただきたいなと思います。

(会長)

はい、他に。

前に、あそこの井川の所のデシベルの話が出てましたが、あれに関しては何かあります？

(委員)

すいません。

ちょっと、私、その時に出てなかったんで、ちょっと、この資料を拝見するのでは分からないですけど、すいません。

(会長)

法的に 55 デシベルなのか、75 でしたっけ。そのところは、また、ご意見いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

はい。委員。

(委員)

専門ではないので、内容を確認させていただきたいんですが、6 番のところ、あるいは、15 番のところを見ますと「排出ガス基準が緩い時代の使用過程車（低年式車）の通行に伴う大気汚染」ですとか、あるいは、15 番の方ですと、同様な書き方で「一時的な悪臭による苦情が発生すること」というようなことがありまして、ここの部分は、むしろ、排出基準が、現状の厳しいもの、そういう車を使用すること。そして、そういうことによって大気汚染ないしは悪臭を防止することと書いた方が適切ではないかと思うんですが、少し、ここ、違和感がありましたので、確認させていただきたいと思います。

(会長)

15、16 番のところですか。

(委員)

6 番。

(会長)

6 番のところですね。

6 番、15 番。

(副会長)

低年式車っていうのを。

(事務局)

今、現在の状況として、皆さんからいただいた意見を、できるだけストレートにお話したいということで、出された意見のままを、概ね、スライドして書いたということで、意見の言い方としては適切でない、いい方をしておりますので、今日のご指摘はありがたいと思いますので。

また、皆さまにも、個々に、もう1回、伺うと思いますけど、こういう内容が入っていていいのか。この書き方は、ちょっと、違ってるといって、何を教えていただければ、これから、意見書に取りまとめる時に非常に参考になりますので、今の状態は意見書でいう言葉では決してないので、誠に申し訳ありませんが、そういう観点で見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、分かりました。

そういうことで、今、要するに、抜けていることのないようにと、言葉の上でのあれに含めましては、どんどん、まだ、グレードアップするということで、お願いいたします。

いかがでしょうか。他には。

(事務局)

もう1回、先ほどの、立蔵先生のご質問のところでお伺いしたいんですけども、今、うちの方は幹線道路が2車線でないから幹線道路ではないというご意見を投げたところ、ここはすれ違えるから2車線と判断すべきで、道路基準で判断すべきでしょうというのが事業者の見解です。

これは、意見の見解なんですけれども、そのところが明確にないんですけれども、うちの法律を所管する立場としては、当然、住宅地域であるというふうな判断で、55で考えるべきだというふうに考えて意見、述べたいと思いますけど、それについては、また、のちほどでも結構なので、ご見解を教えていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(会長)

実際に聞いてみないと、なかなか、分からないのかもしれない。デシベルのことですので。それは、また、そういう認識の見解がないようには。やっぱり、環境からいえば、やはり、できるだけ下げるっていうべきものだろうと思います。

「大気環境」につきましては、他にはいかがでしょうか。

よろしいですか。

また、気がつけば、その時に、また、お願いします。
一応、「大気環境」につきましては、これで、一応。
次、フォローしてください。

(事務局)

次に、「水環境」の方のご審議ということでお願いします。

資料の4の方、4の3ページ目から7ページ目までということで、全部で5ページにわたっております。

「水環境」といいましても、また、いろいろ、あるんですけども、水の濁りであるとか、水の汚れ、あるいは、今、問題の、水、流量の関係です。「水資源」という言葉においてございますけども、水資源の関係につきましては、4ページ目からずっと数ページにわたって、いろいろ、ご意見をいただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

(会長)

はい。

「水環境」は、やはり、今回の中でも非常に、このシミュレーションがどれだけ有効なのかが、ちょっと、分からないところがありますが、でも、少なくとも、先ほどのトンネルの中の漏水の問題からいいますと、その恐れはある。それを、いかに止めるかっていう部分では、工事自身の内容にも踏み込む必要はあるかとは思いますが。

ここの、この辺のところに関しまして、ご意見をいただければと思いますが。

私も、シミュレーションに関しましては、もう、まさに、これ、シミュレーションで、実際にどうなってるのかっていうのは、それこそ、起こってみなければ分からないという面が、いっぱい、ありますので、水が。

通常は、かなり広い破砕帯があることになってますが、その破砕帯が、どのくらいの時間かかっているかによっては、詰まっているかスカスカなのか。まあ、スカスカってことはないと思うんですが、その辺のあれによって、要するに、非常に不確定要素が高いです。

ですので、これに関しては、もしこうであったらというような場合に関しての対策、あるいは、どういう工法です。それについて、やはり、言及していく必要があるかと思えます。

先ほどにもありますように、要するに、今までは、こういう工法であった。それでも、やっぱり出てきたんだっていうんだったら、それを、どういうふうにするのかっていうのが、これが、まさに、次の事業者がやらなくてどうするんだっていう、そういう、それだけの、要するに、お金がかかり、それから、その影響が大きいということは、皆さん、心配してるので、それに対して、ちゃんとした対応を取っていただきたいということが分かるようにして。そういう要望書を出していただくということになると思いますが。

「水環境」いかがでしょうか。他に。

先ほどは、重金属関係のことが出てましたけれども、無いだろうという、そういう想定な

んですが、地質的にいえば、それほど、今まで、あそこの所で鉱山が見つかったっていうのは、あまり無いもんですから、それはそうなんです、少なくとも、断層とか、そういうところの水っていうのは、水質がまずは違うということが、1つ、あります。

それから、それが抜けていった場合に、抜けたことによって出てくる水っていうのは、どういうものがあるかっていうの、モニタリングをよくしなければ、これは、全く分からないところですので、そこら辺を水質に関しましても、やはり、かなり、ちゃんとモニタリングが必要だということを。公表するっていうことです。

後は、その水の、先ほども、ちょっと、いいましたけど、もしも、水を戻す場合の注意に関しましては、温度に関して、それから、水質に関しての、あれを、環境に影響を考えると。

他にどうでしょうか。

よろしいですか。

それでは、「水環境」。また、気が付きましたら、後でも結構ですが、「水環境」のところを終わりにして、次が「土壌」ですか。

3番の「土壌」です。

(事務局)

8ページ目、1ページになります。

「土壌環境」ということで、中身的には、重要な地形・地質と発生土等の関係の土壌汚染ということでございます。

委員の先生からもいただいたり、それから、関係、庁内関係であるとか、あるいは、市長意見としてもいただいとてございまして、それを、今、右側の方にまとめの(案)という形で置いてあるところでございます。

よろしく願いいたします。

(会長)

はい。それでは、「土壌環境」3番ということですが、これに関しまして、いかがでしょうか。

これ、80番ですか。8ページです。80番あたりですが、このところで、残土をやった時に、その、残土の場合は、初期と、それから、時間が経ってくると、だいぶ、違いますので、特に初期の状態、非常に細かなものが大量に出ますので、その影響を、ちょっと、区別して、やはり、最初と、定常状態になってきた場合には、今度はケミストリーで水の影響なんです、最初はサスペンド、ものが非常に影響が強いので、そのモニタリングです。あるいは、それを止める方法。その辺については、特に注意が必要かもしれません。分けてやるという意味です。

もちろん、有害物質のものが見つかるかどうかということによっては、対策は、だいぶ、違いますので、その場合は、まず、非常に対策を強化しなければいけないということがあると思うんですが、この辺は、ちょっと、文章とか、そういうものを書く時に注意をしていた

だくと。

土壌、いかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

先般の、事業者からの説明が、ちょっと、はっきりしなかったんですけど、残土置場の候補地が7つありますよね。そのうち、私は問題があると思ってる扇沢です。その解釈が、静岡市から出てくる意見と、さっきの説明と、ちょっと、食い違いがあるようです。ボーリングして、扇沢の残土置場を選定する場合は、扇沢は動植物にとっても、非常に貴重な場所ですので、残土置場が、ある程度、決まってきたら、その地質的な調査もさることながら、生物的な調査も並行してピンポイントでやらないと意味がない気がしております。

先ほどの説明では、やはり、扇沢っていうのは、かなり、重要な残土置場の1つと考えて、そのために、また、トンネルを掘ったりしてやるっていう意見も、再三、聞いておりますので、その場合は、是非、残土置場の場所の特定をしっかりと生物群の再調査を実行してやっていくことが必要だと思います。

(会長)

そうですね。

一応、何か、ボーリングをして、基盤ですね。基盤の所に到達することを確認するという事は聞いておりましたけれども。

ただ、やはり、あそこ全体は、非常に隆起速度が高くって、いってみれば、これ、世界一なんですよ。そもそも、あそこ、静岡市の意見でもそうですけど、それを支えているのは狩野先生なんか、地質をもうずっと、40年も、南アルプスを歩いてる方で、あそここのモニタリングが無いんです。無い。あるのは、長野県の飯田の方であるとか、そんなところのデータを使って、まあ、4ミリぐらいだという話をしておりますけれども、4ミリというのは最低なんです。それは、見て分かりますように、低い所でやっているんですが、高い所の南アルプスの本体が、あれだけ高くなっているにもかかわらず、それで。

褶曲がまさに活褶曲です。活断層ではなくて、活褶曲が、あそこは、世界でも、一番、強烈に、ヒマラヤ山脈より早いことになりますので、そういう場所であるということ。それで、それに対する影響というのは、あそこので、もし、トンネルにしても、安全性という意味では、もちろん、そうなんですし、それから、崩れたりとか、そういう、工事をすることによる、あるいは、物を、あそこに残土を置くことによって、少なくとも、高い所に置きますと、必ず下は影響があるということですので、そのことは、十分、考慮していただかないと。

少なくとも、あそこがいいとはとても思えないです。静岡市の方でも、そのことを明確に述べておりますので。

他にいかがでしょうか。

土壌関係に関しましては、よろしいでしょうか。

また。

次、5です。「景観・廃棄物等について」です。事務局、お願いします。

(事務局)

事務局の方から。

次、続きまして、ということで「景観・廃棄物・その他」ということ。ページとしましては、14ページから18ページになります。

中身としましては、14ページ目の118番から120番が、これが「景観」ということになります。それから、その下の121番から124番につきましては、これは、「人と触れ合いの活動の場」という、森林リクリエーションというか、そういった類のものとなります。

それから、15ページの125番から、発生土置場、残土処理場の関係ということで、16ページもずっと続きまして、17ページ目の145番までが、発生土置場の関係ということとなります。

それから「その他」という関係で、1つは、温室効果ガスの関係が17ページの146番、147番。

それから、次、また、今度は18ページ目にいきましては、文化財の関係、148番。

それから、本当に「その他」ということになりますけども、149番から161番という形で、いろんな意見があるというところでございます。

よろしくお願いします。

(会長)

はい。

それでは、「景観」これにつきまして、いかがでしょうか。

(委員)

以前、述べさせていただいたのをまとめていただいているんですけども、今日、気づいたことで、全体を通していえるんですけども、アセスの対象を、大井川流域全体っていうことを、もう一度、深く認識していただきたいなというふうに思います。

人間が自然と触れ合う場にしましても、下流域、中流域、上流域というふうに、そういった流域ごとに、いろいろ、触れ合う活動という中身も違いますし、それから、また、それに伴う特色ある流域全体の景観が同じような景観ということではないと思うんです。

ですから、その辺を、しっかり、流域全体をアセスの対象ということをつまえて、景観への配慮ということを、是非、もう一度、再確認ということの意味でも述べていただけたらなというふうに感じました。

(会長)

ちょうど、例えば、118番のところだと、残土置場に関する景観に関してのことが書いてありますが、この辺については、どうなんでしょうか。

(委員)

実は、その景観の部分についてもそうなんですけど、一番、今、懸念してるのが、こういう準備書等の中に、覆土じゃないんですけれども、緑化を図るといことがいわれてるんです。いろんな環境への影響を低減するために、それをやるよということが述べられてるんですけども、それに対して、いろんな施す。例えば、肥料を施したりとか、なんか、そういうことが考えるのであれば、なかなか、その量をとっていか、場所も、数カ所にわたるっていうことを考えると、景観とまたちょっと違う視点なんですけれども、何か、そういう試行を、土の基盤の、他の環境に影響が無いように、そういうことを、新たに人工的に施すということになった場合の、そういう、自然への影響っていか、環境への影響っていのはないのかなっていうのを、ちょっと、ひとつ、個人的には懸念の部分なんですけれども。

(会長)

いかがでしょうか。そういうのは。

先ほども委員の方でも、移植するとか、そういうのに関して、これ、実際には環境に、見た目とか、そういうのも、ずいぶん、変わってきます。そういうのに関して、やはり、種類とか、種とか、そういうものに関しての選定の方法とか、そういうのに関してでしょうか。

(委員)

そうですね。

一応、準備書の方の中には、既存のっていか。種を。現場にあるといいますか。在来のものを使うよっていうようなこと、ちょっと、簡単に述べてるんですけれども、それは、ごく当たり前のことで、それを育成するために、さっきの繰り返しになりますけれども、何か土だけではなくて、覆土というのは、そういう、播種じゃなくて、それをするための、育成を早期にやるために、何かそこに肥料を与えたりとか、何か人工的なものを、どんどん、加えていってしまうってことが、多分、あろうかと思うんです。

だから、置いて、置きっぱなしとか、何も施さずに、在来のものをそこに植えて、そのままよっていうことではなくて、何か、そこに新たな化学的なものを入れるということになると、それは、非常に心配だなんていう部分があるんですけれども、その辺、委員、いかがですか。

(委員)

ひと度、人が自然に手を付けた場合の、昔のままを維持するっていうのは、いわば、不可能なわけですので、前にも申し上げましたように、帰化植物とか、あるいは今委員がおっしゃったような、もしも、それをコントロールするなんていうと、肥料の問題とか、また、人が度々入るとか、いずれにしても、今までの自然は大きく失われることは確かなんです。それを、どのように考えていくかっていうのは、すごい重大な課題だと思います。

例えば、私は伊豆へ今はよく出かけるんですけど、いつできたか知りませんが、西伊豆スカイラインの道路の回りなんていうのは、もう、すさまじいばかりの環境破壊です。今は

シカの害も加わってるんですけれども、ですから、ああいう形で南アルプスが、環境がガラリと変わっていくっていうのは、非常に耐え難いなという気はいたします。

(副会長)

表土をいじるということは、その土壌の細菌がめちゃめちゃになるということなので、土壌細菌が変化する以上は、上に生きている土壌動物とか、また、根から吸収してる、もっと、大型植物に影響がないわけではない。

さっき、三宅先生がおっしゃった、肥料っていうものも、肥料によって土壌細菌のほとんどが死滅していきます。変化します。別のものになります。別の種類に変わってくと。

(委員)

ちょうど、静岡市の方がいらしてるので、1点。全然、関係ない質問かもしれないんで、教えていただきたいんですけど。

南アルプスのエコパークですね。これのインフラっていうのは、何か考えてみえるんですか。そこが指定になった場合は、人が行きやすいように道路を、また、アクセス道路を作るとか。あるいは、何か看板をいっぱい作るとか。ミュージアムを作るとか。そういう、何かインフラというか、設備的な計画は何かあるんですか。

(会長)

はい、お願いします。

(静岡市)

ご質問、ありがとうございます。

エコパークにつきましては、直接の担当部署ではございませんので、明確はお答えではないかもしれませんが、今、委員がご指摘のように、やはり今後環境を活用して、例えば、エコツーリズムですとか、多くの観光客が自然と触れ合うために来訪すると、そういったことがエコパークになってまいりますので、当然、アクセス道路ですとか、必要な看板ですとか、そういったところは設置するかとは思いますが、その際にも、十分、自然環境に配慮した工法ですとか、安易にアスファルト舗装はしないですとか、そういった環境への配慮っていうのは十分行った上で、整備を行っていくということになるかとは思いますが。

(会長)

はい。

よろしいですか。委員。

(委員)

自然保全には十分に注意を払って、お願いしたいと思っております。

(会長)

エコパークは、まさに、リニアが通るこの工事だなんだということで、どれだけ、自然が変化するかによっては、これは、エコロジカルではなくなってくる。どうなるのか、まだ、我々も、なかなか、イメージが掴めないというところが、実際のところかと思うんですが。

もう1回。その後で、もう1回、エコパークについては後ほど出ますが、一応。

ここまでですが。

はい。

続いてお願いします。

(委員)

12 一番と 122 番に関する事なんですけれども、今回の工事は、私たち国民として、1 級の自然と触れ合うという権利を、やはり、今回の工事っていうのは著しく阻害するものではないかというふうに考えます。

そこで、人と自然との触れ合いの場の活動への影響を、極力、回避するとか、影響がないように配慮するっていうようなことが述べられていますが、例えば、利用者優先で道路を通行させるとか。478 台もどんどん通るわけなので、そういう時には、トラックの方がよけるとか、何か具体的に回避する。あるいは、影響を排除するっていう具体策をいくつか盛り込んでいただきたいなというふうに思いました。

(会長)

実際に、どんなふうなことが起こるのかっていうのは、イメージをすると、大体、分かりそうな感じがします。確かに、大きなダンプカーが、横いっぱいに通れば、それをどかすのが非常に難しい。我が物顔になる。これは、目に見えます。

そこに住む人だけでは、住む人は上流の方はあんまり無いわけですが、そこに入る人たちだとか、そういう人たちの安全と、それから、その人たちの行動の規制することになりますので、その辺については、やはり、工事をやる人たちの、そういう所をどういうふうに使って、今後もどういうふうに残すかというのが、やはり、一番、ここで考えなければならぬところですので、そこら辺は、もうちょっと、強調したとこですね。

じゃ、委員。

(委員)

135 番のところですけども、これは、静岡市の意見として出されたもので、私は、非常に重要だと思っています。それは、この残土を置く場所において、例えば、貴重な植物があるとか、動物がいる場合は、当然、避けなければいけないし、地盤が良くない場合っていうのも避けなければいけません。ここに書かれているような、例えば、その場所が何らかの機能を持っている、この 135 番だと、土石流の受け皿として働いている土地であるっていうような場合、このような機能を、ここに残土を置くことによって、失わせてしまって二次被害が出るというようなことがあってはいけないわけです。その辺を、知事意見としてまと

める時に、きちんとっていただければなと思うのが1点と。

あと、これは、軽微なことです、125番のところ、環境ホルモンという言葉が出されていますが、環境ホルモンってというのは、何か総称的なところがあると思うので、これは、内分泌攪乱物質、または、例えば、有害化学物質でもいいですけども、そのような文言に変えていただいた方がふさわしいかなというふうに感じました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

最近のやつには、かなり、そういうものが含まれているんですか。

自然界って、ものすごく、あの辺だったら、我々の日常的なあれに比べますと違いますよね。

(委員)

そこに、どんな素材を使うか。何を使うか。

ですから、使うものが分からないので、何が出てくるか分からないので、どういう点で、こういうふうに書かれているのかっていうのは、ちょっと、不明なところはあるんですけども、もし、ここを書かれるのであれば、文言としては、環境ホルモンってというのは、ちょっと。

(副会長)

有害化学物質。

いわゆる、環境ホルモンとみなされていないものを。

(委員)

有害化学物質と書けば、金属とか、そういうものも含まれますから、そういうふうにした方が大きな枠を網羅できるかなというふうに感じました。

(会長)

はい。

これ、いろんな影響が出てくるわけで、ホルモンだけでは無いですもんね。という意味で。

はい、委員。

(委員)

取り方の問題だと思うんですが、取り方で、問題で済まされないところもあるような気がします。

129番と130番。これは、最後のところは、「適切な措置を講ずる」ことになってるんですが、市役所意見は「万全の措置を講ずる」。これは、ずいぶん、違うかな。ニュアンスが。私の立場としては、というか、私の、この理解では、これを一緒に併せると、どうも適切よ

りは、もっと厳しい言葉だろうという判断をしました。

それから、もう1点。134番。これも市議会と、それから、静岡市長意見とを併せますと、「慎重に対応すること」では、多分、済まないだろう。なので、やはり、ここは「回避をすること」。素直に書けばそのとおりだと思うんです。そこを、どう判断するかってということだろうと思うんですけれども、それが、1つの方法。でなければ、「別の代替案を考えるか」みたいなのところを表現されないと、意図が、何か、伝わらないのではないかという気がします。

個人的な意見ですが。

(会長)

はい。そうですね。はい。

他に。

確かに、今の。できるだけ、その。私も、静岡市からのあれ聞いた時にも、非常に、比較的、はっきりしている内容になってますので、ボヤッとしてるのよりは、やはり、はっきりさせることができるものは、そういうふうにするべきかなとは思いますが、それは、皆さん、また、できたものとか、そういうものを見ながら、ご意見をいただければと思いますが。

他にいかがでしょうか。

一応。

はい、委員。

(委員)

136番に「観光客や釣り人が期待する」という文言がありますけど、先日の新聞を見ますと、ここの場所に釣り堀を作るっていう。ゲームフィッシングみたいな感じのを作るっていう、「えー、こんなの作っていいの」と、私は思ったんです。それは、多分、小規模の改変ですので、アセス法には触れないものだとして理解しました。それは、今の土地を持つてる特種……。

(会長)

特種東海製紙。

(委員)

が、それをしたいという新聞記事だったんですけども、許認権限は、どこが持っているんですか。あるいは、そういう、もう、小さい規模ならどうぞっていう話なんですか。

私は、釣り堀。釣り堀じゃなくて釣り場ですか。魚をそこに集めて、場合によっちゃ餌をやって、護岸を安全に固めてっていうのは、自然に対しては優しくないという認識なんです。ですから、静岡市なのか、静岡県なのか分かんないけれども、リニアと規模は違いますけれども、同じ自然保全という観点からは問題ではないかと感じました。

(会長)

はい、そうですね。

今回、いろんな人が入って、それから、工事関係者の人が来る。昔の中電がやった時ですか。そういう時に、まさに、イワナの問題は、そういうところで起きてるわけです。ですから、そういう面でいえば、そういう恐れが、非常に、自然を改変する恐れは非常に高いというふうに。

(委員)

あの許認可はどこ権限か、教えてください。

(会長)

何か、その辺。

(事務局)

基本的に、川をいじることであれば、河川部署が関係すると思いますが、確認を取ってみます。また、追って、ご回答いたします。

(会長)

そうですね。

だから、今、あそこの所、エコパークでエコロジカルにっていう。要するに、自然、そんなに改変することは考えてはいかんよ。ある程度、そのイメージをみんなが共通に持たないと、この位はいいだろうかっていうことをやっていけば、そういうものが、今回みたいに、事業者みたい大きくなりますと、こういう審査にかかるわけですが、かかってもなかなかうまくいかないですが。

でも、そういうところを、やっぱり、網を張るっていう必要は、今後も、このエコパークに関連してであれば、なおのこと、そういうものに、何か法的に、そういう許認可とか、あるいは、そういうもの。バリアを持たないといけないっていうことです。

それは、ちょっと。

(委員)

リニアと、ちょっと、関係あります。

(会長)

そうですね。ええ。

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、エコパークに関して、お願いします。

(事務局)

続きまして、 というところでございます。

今までご審議いただいた から つきましては、いわゆる、環境要素ごとというところになりまして、この 以降は、いわゆる、環境要素ごとではないんですけども、今回の状況等から、改めて、そういうコメントというか、意見を、ということが、いろいろ、出ておりましてという整理で、今回、なので、 つきましては「エコパーク」ということにつきまして、静岡市長からも意見をいただいております、あるいは、関係するところからも、あるいは、意見概要書からも意見をいただいております。

それにつきまして、右側の欄にあるような言葉で、今、まとめようとして、今、言葉として置いてあるところでございます。

よろしく申し上げます。

(会長)

はい、では、エコパークに関しまして、どうですか。

はい、お願いします。

(委員)

これから、また、文章のことについては、いろいろ、あると思うんですが、まとめすぎだと思えます。もっと、このところは強調していかないといけないんじゃないかなというふうに思えます。

私自身は、この静岡市さんから出されたものが、「はじめに」っていうところに、しっかり、述べられていることに非常に感銘を受けました。

エコパークの話は、やはり、自然遺産に向けて、世界自然遺産に向けてのステップとしてのエコパークっていうところを、まず、強調していただきたいなと思えます。世界の宝になるのに向けての1つのステップなんだということで、非常に大事なステップを上がろうとしているところに、今回のリニアの話が入って来ているというような文章の構成にさせていただきたいなというのと。

世界に向けてるってということと、あと、本当に、山梨、長野、静岡という、静岡県だけではない地域の宝として活動を進めているんだっていうところあたりは、強調していただきたいなというところですよ。

あと、この文言です。「支障をもたらさないように努めること」ではなくて、「支障をもたらさない」というふうに、はっきり、いい切るべき。意志をはっきり表した方がいいんじゃないかなというふうに思えます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

ちょっと、短いです。

これから、いくつか、こういう意見、出てくると思いますので。

今まで、南アルプスっていうところ。我々が、もう、30年とか昔になりますが、そういう時にも、やっぱりアクセスが非常に悪くて、そして、それが故に、こうやって残っていたって、そういうのはあるわけですが。

その後、これが便利になった。事業者が便利にしたってというような話でもって悪くなったんでは、これは元も子もないわけですので、そここのところを、今にある自然をいかに。もう既に、多くの改変がなされてはいますけれども、それ以上に、安倍奥だとか、それも含めまして、本当は、そういう意味でいえば、今回の事業者の、こういうのをきっかけでありますけれども、南アルプスというものを、もう一度考え直してみる、非常にいい機会ではあるとは思ってはいますけど。

他に。

エコパークに関しまして、もう少し、その辺を強調する。

それから、自然ってというのは、ある程度ある時に、そうやって材木を伐採してしまって、その後でまた復帰するわけです。その植えた時のものがだいぶ違ったにしても、その自然ってというのは、人間が関わった自然ではありますけれども、そういうものを大事にするっていう。

私なんか、やっぱり、木を扱ったりする場合に、やはり長いですので、例えば木の場合ですと、100年、200年とかなんていうのは非常に短いことになりまして、我々にとってみれば、すごく長いんですが、その違いってというのは、やはり、我々が知らないといけないし、それを、それぐらいのスパンで環境変化っていうのを見なきゃいけないというふうには思うんですけども。

他にいかがでしょうか。

一応、時間的には、ぼちぼちっていうところでございますが。

また、今後も、もう一度、見直していただいて。

あと、日程につきました。

もう1つ、あるんだ。失礼しました。7番。監視体制。

はい。お願いします。

(事務局)

最後の項目でございますが、「環境監視体制」というところでございます。

こちらにつきました、いわゆる、環境要素という類ではなくて、また通常いわゆるアセスとは違う話ではあるんですけども、非常に懸念が多々ある中で、それこそ、これも市長さんからそういう話もいただいておりますし、あるいは、意見概要書等々でも懸念が出されているということを踏まえて、今、右側に意見の案のまとめと案という形で言葉を置いてあるというところでございます。

お願いします。

(会長)

はい。

これは、とにかく、工事自体が非常に長いということがありますので、これを飽きずに、それを監視体制っていいですか。これは具体的に、どういうものが行われるかっていうことが分からないと、なかなか。

それから、影響が、実際に、例えば、起きる可能性がある時に、そういうものに対する、要するに、工事をやってる人。それから、そこに行く人。冬なんかですと、ほとんど人は入らない。要するに普通の、よその目が届かないということもありますので、そういう時にどうするのかということも、かなり重要になるかもしれません。

水の件なんかがそうだと思うんですが、水が汚れたとか、そういうものに対する監視体制とか、そういうものに関しては、やはり一度汚れますと、本当に特にアルカリ性、セメントだとか、1回そういうもので汚染されますと、まず、証拠として非常に綺麗に残りますけれども、それによって環境はものすごく大きな影響を受ける。これは、もう目に見えてますので、そういうものの監視体制です。これについて、何か。

やはり、具体的なものを、こういう恐れがある。それに対する対策。あるいは、どういう方法で、そういうものを回避するのかという、そういう具体的なところっていうのは、やっぱり、欲しいと思います。

どうでしょうか。

はい、委員。

(委員)

全く、そのとおりだと思います。実際問題としては、今回の南アルプスなんかにしても、いわゆる、インベントリーの調査っていうのは皆無に等しいわけです。

データがあるとしても、それこそは、杉本順一先生の時代に遡らないと。というのは、数十年前の話です。

それから、先ほどいいましたように、対象するファウナ、フローラは、ものすごく多項目にわたってるわけですので、このリニアとかエコパークをちょっと置いて、静岡県のいわゆる自然史、ナチュラルヒストリーっていうものを、県とかあるいは県民がしっかりと認識しないと、その場その場の調査で、お茶を濁してしまうということになりかねないことに私は危惧します。

ですから、この監視体制も、もちろん必要なことではありますけれども、その前に静岡県の自然史に対するインベントリーをどうするかっていう大きな問題を、大学にいらっしゃる先生とか、今後できる博物館だとか、あるいは県の、あるいは市の関係の人たちは、是非真剣に考えていただいて、実施していただかないと、言うだけでは絵に描いた餅に終わってしまうんじゃないかと思います。

実際、あの地域にいる動植物のことっていうのは、未だに分からないことが多いわけですから、分からないものをもとに議論はできないんじゃないかと思います。

(会長)

はい。そうですね。

(委員)

お願いいたします。

(会長)

これは、こことしても、実際に影響があるのか無いのかを判断するためのデータベースが無くてやるっていうのは、これは無茶な話ですので、だから、そういう状態を、今後、そうすぐにできるわけではないにしても、ネットワークを強化するとか、そういうことをもって、そして、この監視体制なんていわずに、そういう人たちがいてくれたら、それが監視になるわけですので、そういう方面から、要するに正面からじゃなくて、県民、市民が、やはり、みんなが見ているっていう、そういう状況を作るっていうのが、一番、本当はよろしいかと思うんですが、なかなか、そこどころが、ネットワークっていうのは、なかなか、すぐにできるものではありませんものですから、今後の、それこそ、博物館が構想ができておりますので、これからも動きが始まりますので、そういうところとの連携を、是非、強くしていただいて、そして、ネットワークを作っていただくっていうのは、これは、是非、是非、必要なことになります。

これ、事業者に対して、この中でやるわけではないわけですが、そういうことをやった上で、こういうモニタリングっていうのは、そういうところから生まれてくるという、そういう構造的にバックアップっていうのは、ベースアップをしないといけないだろうというところを、これは、どういう形で表すかは、ちょっと、難しいですけど、進めていく方法、方向を考えていただくということになるかと思うんですが。

はい、委員。

(委員)

本当にそのとおりだというふうに思います。

あと1つ。やっぱり、原発以降、私たちの感覚として、県に報告をするって書いてあるんですが、この辺の取り決めも、しっかり、どういう時に報告をするんだっていうことをしとかなないと、やはり、情報が遅れてしまったりとか、見えない時に影響が広がってしまっているっていうことがあり得るので、本当は、この辺をちょっと具体的にしたいなっていうふうに思います。

また、先ほどの事業者さんの回答によると、やはり、水が減った。水が減った原因は、私たちかもしれないけれども、他かもしれないっていうふうにいわせちゃうと、結局、自然の複雑な仕組みの中で、誰が一体責任を取るんだっていうことが、非常にうやむやになってしまいう可能性を、非常に懸念します。

そのために、やはり、ここの「環境監視体制」っていうのは、やはり、きちっと整備していくことが、下流の皆さん、引いては静岡県にとって大事なことなんじゃないかなというふうに思います。

あとは、監視っていうと、見ているだけというようなイメージもあるので、やはり、きち

んと、このように、環境保全措置を再度検証させるような、見た結果を、きちんと実行に移せるような、何か強い文言が必要かなというふうに思いました。

「参画し指導を受け環境保全に努めること」など、1文、入った方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

といいますのは、富士山静岡空港がオオタカの生息地にかかっている、結果的に開港して、非常に優れた点は、そこでオオタカ保護の監視体制を整えたことは、非常に良い例だったと。評価すべき例だったと思うんですが、やはり、データはその中ではたまっていったんですが、結果的にそのデータを今後活かすという提言までは、なかなかつながりにくかったというのが、実際あると思います。

その面からも、やはり、見たもの、データをためたものについては、監視機構の方から、事業者に対して厳しく指導できる、あるいは、再検証してもらうようなところまで確保しておかないと、素晴らしいものができたとしても、ただ見ているだけとか、やっているだけっていうことになってしまわないように、ここの意見のまとめの方をしていきたいなというふうに思いました。

(会長)

はい、そうですね。

では、その辺を、組み込んだ形で、うまく、実際、文言ができた時に、また、加えていただくなり、なんなりしていただくと。

さて、よろしいでしょうか。他に。

大体、出尽くしましたでしょうか。

また、もし、思いつくことがありましたら、また、連絡していただくことにしまして、一応、これで、ここまでの議事は終わりにいたしますので、よろしいでしょうか。

これで、審議は、一応、これでストップさせていただきたいと思います。

それじゃ、お願いします。

(事務局)

ご審議ありがとうございました。

次第の、その3というところでございますが、事務局より、ご連絡いたします。

次回の中央新幹線に係ります第5回審査会につきましては、2月28日金曜日に開催をお願いする予定でございます。

なお、先ほど、申し上げましたが、本日のご審議も踏まえて、今後、関係各所との調整を図りまして、環境影響評価法の趣旨に照らした上で、答申案を作成してまいりまして、また、ご審議をお願いする予定でございます。

詳細につきましては、別途、ご連絡いたしますので、こちらにつきましても、よろしくお願いいいたします。

(事務局)

すいません。

ちょっと、重ねての内容になってしまいますけれども、次回の2月28日は、今のところ、このリニアにつきましては、最後の審査会ということを用意しております。

それで、今回は、一応、事務局の方が準備する、その答申案といえますか。それをご審議するような形になろうかと思っておりますので、先ほど、会長からもお話ありましたとおり、今、この資料4のところに書いてあるところの、一番、右に、左記意見のまとめ(案)っていうふうに書いてありますけれども、これは、事務局の方からも先ほど話をしましたけれども、今は、ちょっと、内容はまだ精査をしていない段階だもんですから、これから、文章化の作業をしていきますので、また持ち帰って、いろいろご意見等もあろうかと思っておりますので、またその時には、うちの事務局の生活環境課の方に、なんなりと意見をいただければ、答申案の事務局案のところに、できるだけ反映させていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(司会)

それでは、本日はありがとうございました。

これももちまして、環境影響評価審査会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、長時間にわたり、お付き合いいただきまして、ありがとうございました。